

## 令和7年第2回能登町議会3月定例会議 会議日程表

3月3日から3月13日(11日間)

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	3 月 3 日	月	午前10時00分	本 会 議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 上 程 ・ 朗 読 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	3 月 4 日	火		休 会	予 算 常 任 委 員 会
第 3 日	3 月 5 日	水		休 会	予 算 常 任 委 員 会
第 4 日	3 月 6 日	木		休 会	総 務 産 業 建 設 常 任 委 員 会 教 育 厚 生 常 任 委 員 会
第 5 日	3 月 7 日	金		休 会	
第 6 日	3 月 8 日	土		休 日	
第 7 日	3 月 9 日	日		休 日	
第 8 日	3 月 10 日	月		休 会	
第 9 日	3 月 11 日	火	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第10日	3 月 12 日	水	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第11日	3 月 13 日	木	午前10時00分	本 会 議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

## 開 会（午前10時00分）

### 開 議

#### 議長（金七祐太郎）

ただいまから、令和7年第2回能登町議会3月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、13人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本3月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から3月13日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 会議録署名議員の指名

#### 議長（金七祐太郎）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

10番 酒元 法子 議員、

11番 河田 信彰 議員

を指名いたします。

### 諸般の報告

#### 議長（金七祐太郎）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

本定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案34件が提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

### 議案上程

#### 議案第13号～議案第46号

## 議長（金七祐太郎）

日程第3、議案第13号「令和7年度能登町一般会計予算」から日程第36、議案第46号「能登町農業委員会委員の任命について」までの34件を一括議題といたします。

## 提案理由の説明

## 議長（金七祐太郎）

町長から提案理由の説明を求めます。

大森町長。

## 町長（大森凡世）

皆さん、お疲れさまでございます。

令和7年第2回能登町議会3月定例会議の開会に当たりまして、議員の皆様には、平素から町政運営に対しまして多大なるご理解を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

ここに、令和7年度の当初予算案をはじめ、諸議案につきまして、その概要を申し上げ、併せて所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、去年の地震、それから豪雨で広域的に甚大な被害をもたらせた地震と豪雨についてであります。

この複合災害によりまして、現在も541世帯1,111名の皆様が応急仮設住宅で生活を余儀なくされておるところでございます。

また、公費解体につきましては、自費解体も含めまして現在1,718棟を解体し、町民の皆様が一日でも早く再建できるように取り組んでいるところでございます。

このたびの大きな地震、豪雨を経験いたしまして、これまで以上に町民一人一人の防災意識の高揚を図ることが非常に必要というふうに感じております。そのため、日頃からの防災対策やハザードマップの周知などに努めるとともに、防災訓練の実施や防災計画の作成並びに自主防災組織の強化というところに取り組み、地域防災力の向上を図ってまいります。

次に、最近の経済情勢についてでございます。

内閣府が発表した経済の見通しによりますと、令和7年度の実質GDPは、今年度を上回る629.3兆円程度、そして実質成長率も前年度比1.2%と見込み、日本全体での経済の景気というのは回復基調にあるということでございます。

その上で、最低賃金の引上げ、価格転嫁等取引の適正化、人手不足に対応す

る省力化、デジタル化の投資の促進、そして人への投資を含む三位一体の改革に取り組むとともに、地方創生2.0、防災・減災及び国土強靱化等を推進し、デフレからの早期脱却と物価の安定の下で持続的な経済成長を実現するとしております。

当町におきましても、こうした時代の潮流を捉えながら、課題に向き合いながら、第2次総合計画に掲げるまちづくりを実現するため、町の創生総合戦略や復興計画等々、各種計画に基づきながら行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

私がこの職に就任してから、早いもので4年を迎えようとしております。この間、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご支援によりまして、新型コロナ対策や近年の物価高騰対策に取り組んでまいりました。そして、地震・豪雨の大災害におきましては、町民の皆様のお命を守り、一日も早い日常を取り戻そうと、国や県、全国の自治体、そして各種ボランティア団体の皆様方のお力添えをいただきながら、現在も復旧作業に取り組んでいるところでございます。

そして、復旧・復興に当たりましては、人口減少対策をはじめ、子育て支援、福祉・医療の充実、防災・減災対策、産業の振興、居住環境の整備、教育環境の充実など、町に暮らす子供からお年寄りまでが生きがいと幸せを実感しながら、生まれて、育って、住んで、本当によかったというふうに思える豊かな町を実現し、持続可能で自立した自治体を町民の皆様とともに築いてまいりますので、また皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

それでは、予算の編成についてご説明をさせていただきます。

令和7年度の予算編成に当たりましては、地震と豪雨からの復旧・復興に取り組むことを最優先事項とし、本来の町の姿を取り戻し、復興に向けた歩みを進めていくため、今回策定いたしました能登町の復興計画を着実に実行していく予算といたしましたところでございます。

地震・豪雨災害からの早期の復旧・復興と持続可能な財政運営と早期の復旧・復興とのバランスを図りながら、DXの推進や少子化対策、子供政策、移住・定住施策、そして福祉の充実など、これまで着実に取り組んできました事業につきましても、引き続き予算計上し、復興計画に掲げる「次世代が希望を持てる持続可能なまちづくり」の実現に向けた予算といたしました。

それでは、この復興計画の5つの柱に沿った形でご説明をさせていただきます。

まず、第1の柱の「インフラの早期再生と強靱化」ということでございますが、日常生活やなりわいの再生の支えに不可欠であります道路や上下水道、農林水産施設などを早期に復旧するほか、地震や豪雨による被災で明らかになった防災面での課題を踏まえ、公共土木施設等、ライフラインや公共施設の強靱

化を図り、災害に強い社会基盤の整備に取り組んでまいります。

また、持続可能な地域公共交通の検討といたしましては、地域公共交通やのと里山空港の利用促進のほか、コミュニティカーシェアリングといった新たな取組への支援を行ってまいります。

次の第2の柱であります「くらしと地域コミュニティの再建」でございますが、今後も安心して住み続けられるよう、町民の生活基盤となる住まいの再建として、きめ細かい情報提供や住宅相談の実施、被災した住宅や宅地の復旧支援、耐震化の支援を行うほか、定住住宅助成金事業も引き続き実施をし、また、町営住宅の復旧、災害公営住宅の整備にも早期に取り組んでまいります。

さらに、能登の里山里海を守り、地域の祭りなどの伝統文化というのを次世代に継承できるよう、復興基金を活用いたしまして、地域コミュニティ施設等再建事業を実施し、地域のコミュニティの再建、または活性化を図ってまいります。

続いて第3の柱「なりわいの再建」ということでございますが、能登の里山里海に育まれた農林水産業や、商工業、観光業の早期再建を図るため、各種事業者の事業再開と持続化に向け、国、県のなりわい再建事業に対します町上乗せ補助を引き続き実施をいたします。

また、被災後の新たなつながりを生かした地域経済の活性化といたしまして、町の魅力を生かした特産品の開発やブランディングに対する支援とともに、PRの強化を図ってまいります。

続いて、第4の柱として「安心してくらし続けられるまちづくり」でございますけれども、一人一人が日常生活を取り戻すことができるよう、生活再建を支援してまいります。

また、子育て環境の充実といたしまして、デジタル技術を活用した、出産、子育てに関するオンライン相談事業や、学校給食費のさらなる負担軽減のため、第2子以降の給食費を無償化いたします。

学校教育の充実といたしましては、松波小学校の新築復旧をはじめとする学校施設の早期復旧によりまして、安全で快適な教育の場を確保するほか、能登高等学校の魅力向上のため、引き続きの支援を行ってまいります。

さらに、今回の地震や豪雨による被災からの教訓を伝えていくことが私たちに与えられた使命であります。そのため、企業や大学、各種団体との連携によります災害対応検証を行いまして、防災備蓄計画の改定に取り組むほか、今後の地域防災計画等々の改定につなげてまいります。また、指定避難所等の機能強化や給水車の整備、消防団分団詰所の整備など、災害への備えについても着実に実施をしてまいります。

第5の柱「復興プロジェクトの創出」でございますが、次世代が希望を持ち、

誇れるまちづくりのために、能登の里山里海に育まれた地域資源を活用するとともに、復興を共に進める新たな人材や投資を呼び込むということが重要でございます。そのため、復興版のローカルシフトアカデミーによりまして、町内外の方が復興に携わるきっかけをつくるほか、復興に携わる人や企業を増やし、官民が連携してその課題を解決する環境を整えてまいりたいと考えております。

ここまで、5つの柱についてご説明してまいりましたが、来年度におきましては、この復興計画のビジョン及び従来の創生総合戦略を包括した、町の第三次総合計画を策定をすることとしておりまして、町が目指す未来の形を描いてまいりたいと考えております。

以上のとおり、復旧・復興へと町がやらなければならないことは本当に山積をしております、これらを着実に進めていくためにはやはりマンパワーが不可欠でございます。他の自治体からの職員派遣についても、さらなる増員を要望しているところでございまして、一日も早く町民の皆様が元の生活に戻れるよう、全庁一丸となって取組を進めてまいります。

以上、ご説明をいたしました、令和7年度の当初予算でございますが、議案第13号、一般会計が前年度比212.3%増の681億5,000万円、この財源につきましては、国庫補助や町債、そして財政調整基金などを充当しながら対応する予定としております。

議案第14号から第16号の3特別会計の合計が、前年度比0.9%増の57億1,006万4,000円、そして議案第17号から第19号の3企業会計の合計が、前年度比54.6%増の98億7,347万1,000円であり、総合計としまして147.2%増の837億3,753万5,000円となったものでございます。

令和7年度の当初予算につきましては、震災と豪雨災害への対応として、復興計画における再生期への礎となる予算編成といたしました。

これからも復旧・復興の歩みを止めることなく、しっかりと前に進んでまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解とご協力をお願いを申し上げます。

引き続き、本年度の令和6年度の補正予算の概要についてご説明をさせていただきます。

議案第20号から第26号までは、一般会計、特別会計及び企業会計予算の補正でございます。

震災や豪雨災害による災害廃棄物処理費や公費解体業務、小木地区での仮設店舗整備事業などを追加計上したほか、決算見込みによります災害復旧事業の減額を行っております。そのほか、補助事業の内示などに伴います事業費の追加、また調整を行ったものでございます。

それでは、議案第20号「令和6年度能登町一般会計補正予算（第10号）」

は、22億6,987万5,000円を減額をいたしまして、予算の総額を493億6,323万9,000円とするものでございます。

歳出からご説明をさせていただきます。

第1款「議会費」は、27万7,000円の追加であります。

第1項第1目「議会費」においては、議会システムの修繕費の追加、また議会活動費の決算見込みによる減額を行ったものでございます。

第2款「総務費」は、2億2,213万5,000円の追加でございます。

第1項「総務管理費」、第1目「一般管理費」においては、人件費の調整と事業費の決算見込みによる減額であります。

第3目「財政管理費」は、事業費の確定によります減額をしたほか、基金積立費において、ふるさと振興基金を減額し、令和6年能登半島地震復興基金、創生総合戦略推進基金及び防災対策基金の積立金を追加をいたしたものであります。

また、医療機能の強化、医師、看護師の確保等地域医療の確保のため、地域医療対策基金へ積み増しをしたことに加えまして、基金管理費において基金運用益の決算見込みにより基金利子を追加計上いたしました。

第4目「会計管理費」、第5目「財産管理費」、第6目「企画費」、第7目「地方創生推進費」は、決算見込みによる減額を行いました。

第8目「地域振興費」は、決算見込みによる減額のほか、ふるさと能登町応援寄附事業において、寄附金の増に伴います事務の手数料を追加計上したものであります。

第9目「支所費」、第10目「人権擁護活動費」は、決算見込みによる減額であります。

第13目「交通対策費」は、決算見込みによる減額を行ったほか、予約制乗合タクシーの利用者の増に伴い不足する費用を追加いたしました。

第14目「電子自治体推進費」は、決算見込みによる減額であります。

第15目「有線放送費」は、人件費の調整による減額に加えまして、過誤納還付金を追加したものであります。

第16目「諸費」においては、決算見込みによる減額であります。

第17目「災害対策費」は、今年度の中長期派遣職員の受入れに関する費用を減額したほか、来年度の受入れ予定人数の増に対します備品購入費を追加計上したものでございます。

第19目「復興推進費」は、決算見込みによる減額を行いました。

第2項「徴税费」、第2目「税務総務費」は、人件費の調整による追加であります。

第3目「賦課徴収費」は、固定資産税に係ります減免対応や、システムのラ

イセンスを増やしたことにより委託料を追加し、その他の経費においては決算見込みによる減額を行いました。

第3項第1目「戸籍住民基本台帳費」は、決算見込みによる減額と人件費の調整を行ったものでございます。

第4項「選挙費」、第4目「衆議院議員総選挙費」、そして第5項「統計調査費」、第1目「統計調査総務費」、第2目「基幹統計調査費」は、決算見込みにより減額を行いました。

第3款「民生費」は、5,327万1,000円の追加であります。

第1項「社会福祉費」、第1目「社会福祉総務費」は、事業費の決算見込みによる減額を行いました。

第2目「障害者福祉費」においては、障害者福祉事業については、障害者総合支援法の改正に基づきますシステム改修費を追加したほか、障害者自立支援給付事業において介護給付費や障害児給付費、過年度分の国庫及び県費負担金の償還金を追加したものでございます。

第3目「老人福祉費」は、事業費の決算見込みによる減額であります。

第4目「介護保険費」、第5目「国民健康保険費」は、いずれもそれぞれの特別会計への繰出金の追加を行ったものでございます。

第6目「後期高齢者医療費」では、決算見込みによる減額や、共同事業の負担割合の変更に伴いまして保険事業に係る負担金を追加したほか、特別会計への繰出金の減額を行ったものであります。

第2項「児童福祉費」、第1目「児童福祉総務費」においては、人件費の調整及び決算見込みによる減額のほか、私立認定こども園費において、公定価格の見直しによります扶助費の追加に加えまして、過年度分の国庫負担金の償還金を追加したものであります。

第2目「児童措置費」においては、決算見込みによる減額であります。

第3目「児童福祉施設費」では、人件費の調整と決算見込みによる減額を行ったものであります。

第3項「災害救助費」、第1目「災害救助費」及び第2目「災害援護費」は、人件費の調整や決算見込みによる減額を行いました。

第4款「衛生費」は、44億7,377万5,000円の追加であります。

第1項「保健衛生費」、第1目「保健衛生総務費」においては、人件費の調整及び決算見込みによる減額であります。

第2目「予防費」は、決算見込みによる減額であります。

第3目「母子保健費」は、事業費の決算見込みによる減額のほか、過年度分の国庫負担金の償還金の追加を行ったものであります。

第4目「環境衛生費」は、決算見込みによる減額であります。

第5目「病院費」においては、病院事業会計への負担金について、決算見込みによる減額をしたほか、脱炭素化推進事業の補助金を追加したものでございます。

第2項「清掃費」、第1目「清掃総務費」、第2目「塵芥処理費」においては、決算見込みによる減額であります。

第4目「災害対策費」は、災害廃棄物の処分に係る手数料を減額したほか、災害廃棄物処理及び公費解体に係る委託料及び自費解体の補助金を追加をしたものでございます。

第3項「水道費」、第1目「水道施設費」は、決算見込みによる水道事業会計への負担金の追加と補助金の減額を行いました。

第6款「農林水産業費」は、7億3,201万4,000円の追加であります。

第1項「農業費」、第1目「農業委員会費」、そして第2目「農業総務費」では、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額を行いました。

第3目「農業振興費」は、決算見込みによる減額をしたほか、中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業におきまして、過年度分の国や県への償還金の追加を行いました。

第5目「農地費」は、決算見込みによる減額であります。

第6目「災害対策費」は、決算見込みによる減額のほか、災害復旧に係る増高申請システム業務及び営農飲雑用水施設災害復旧工事費を追加したものであります。工事箇所につきましては、金山、太田原、俎倉、柏木の4地区でございます。

また、鴨川ライスセンター復旧・再編に係る補助金及び畜産農場施設等復旧支援事業補助金を追加し、そして奥能登豪雨に対する支援として、農業機械再取得等支援事業補助金を追加計上いたしました。

第2項「林業費」、第1目「林業総務費」においては、県山林協会への負担金を追加したほか、森林環境譲与税の配分額確定によりまして積立金を追加したものでございます。

第2目「林業振興費」は、決算見込みによる減額でございます。

第3目「災害対策費」は、財源の調整を行ったものでございます。

第3項「水産業費」、第2目「水産業振興費」、第3目「漁港管理費」、第4目「漁港建設費」は、決算見込みによる減額を行いました。

第5目「災害対策費」は、財源の調整でございます。

第7款「商工費」は、1億3,320万5,000円の追加であります。

第1項「商工費」、第1目「商工総務費」は、決算見込みによる減額でございます。

第2目「商工業振興費」は、不足する町営業再開支援補助金を追加いたしまして、その他補助金を減額をいたしました。

第3目「観光費」は、財源の調整でございます。

第4目「災害対策費」は、小木地区における仮設店舗に要する費用を追加計上いたしましたものでございます。

第8款「土木費」は、3億7,041万円の減額でございます。

第1項「土木管理費」、第1目「土木総務費」、第2項「道路橋りょう費」、そして第1目「道路橋りょう総務費」、第2目「道路橋りょう維持費」においては、決算見込みによる減額を行いました。

第3目「道路橋りょう新設改良費」は、決算見込みによります予算の組替えを行ったものでございます。

第3項「河川費」、第1目「河川総務費」においては、決算見込みによる減額のほか、令和5年度県営事業の中止に伴う負担金の減額と過年度分の償還金を追加をいたしましたものでございます。

第2目「災害対策費」では、能登半島地震災害関連事業において、事業の進捗に合わせ、委託料を減額をし、工事請負費を追加いたしました。また、崖崩れ対策事業においては、決算見込みによる減額と災害関連の県営緊急傾斜地崩壊対策事業では、県の追加の補正によりまして負担金を追加したものでございます。

第4項「港湾費」、第1目「港湾総務費」においては、事業費の確定による減額であります。

第5項「都市計画費」、第1目「都市計画総務費」は、決算見込みによる減額を行ったほか、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定費を追加したものでございます。

第3目「下水道費」は、決算見込みによる下水道事業会計への補助金の減額であります。

第6項「住宅費」、第1目「住宅総務費」においては、決算見込みによる減額であります。

第2目「住宅建設費」においては、災害公営住宅整備事業といたしまして、計画範囲の変更によります委託料を追加したものであります。

第9款「消防費」は、6,500万6,000円の追加でございます。

第1項「消防費」、第1目「常備消防費」においては、決算見込みによる電気料の追加のほか、奥能登広域圏事務組合負担金の減額を行っております。

第2目「非常備消防費」、第3目「消防施設費」、第4目「防災対策費」は、決算見込みによる減額を行っております。

第5目「災害対策費」は、避難所開設時の環境改善や被災自治体支援などに

活用するためのトイレカーの整備費、そしてテント式パーティション、簡易ベッドの購入費を追加いたしております。

第10款「教育費」は、5,929万9,000円の減額でございます。

第1項「教育総務費」、第2目「事務局費」においては、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額及び予算の組替えを行ったものでございます。

第3目「学校教育費」においては、人件費の調整及び決算見込みによる減額であります。

第2項「小学校費」、第1目「小学校管理費」においては、決算見込みによる減額のほか、寄附金によります備品購入費を追加いたしました。

第2目「小学校費教育振興費」では、寄附金によります消耗品や備品購入費を追加計上したほか、扶助費を減額をいたしました。

第3目「学校建設費」においては、決算見込みによる減額でございます。

第3項「中学校費」、第1目「中学校管理費」においては、決算見込みによる減額のほか、寄附金によります備品購入費を追加計上いたしました。

第2目「中学校教育振興費」においては、寄附金によります消耗品と備品購入費を追加したほか、決算見込みによる減額を行いました。

第4項「社会教育費」、第1目「社会教育総務費」は、決算見込みによる減額であります。

第2目「社会教育施設費」は、電気料の追加を行いました。

第3目「公民館費」は、決算見込みによる減額を行ったほか、光熱水費を追加いたしております。

第4目「図書館費」は、財源の調整を行ったものでございます。

第6目「文化財保護費」は、決算見込みによる減額であります。

第5項「保健体育費」、第1目「保健体育総務費」、第2目「体育施設費」は、決算見込みによる減額であります。

第3目「学校給食費」は、決算見込みによる減額のほか、給食配送用の保温容器の購入費用の追加をいたしております。

第11款「災害復旧費」は、75億902万9,000円の減額であります。

第1項「厚生労働施設災害復旧費」、第1目「民生施設災害復旧費」においては、社会福祉施設災害復旧費において、小木デイサービスセンターのボイラー及び漏水に係る修繕費の追加を行っております。児童福祉施設災害復旧費においては、柳田保育所、鶯川保育所の災害復旧工事費を追加し、こどもみらいセンターの災害復旧事業費として実施設計費の追加と工事請負費を令和7年度に移行するため、減額をいたしました。

第2目「衛生施設災害復旧費」は、埋立処分場及び衛生センターの災害復旧事業を令和7年度に移行するため、工事請負費を減額をいたしました。

第2項「農林水産施設災害復旧費」、第1目「農業施設災害復旧費」は、農業用施設災害復旧費及び能登半島地震によります農地及び農業用施設災害復旧費において、事業費の確定や決算見込みによります減額を行い、その他農業施設災害復旧費においては、事業の進捗によります工事費の追加計上をしたものでございます。また、奥能登豪雨によります農地及び農業用施設災害復旧費においては、実施設計費を追加計上いたしました。

第2目「林道施設災害復旧費」は、決算見込みによります減額であります。

第3項「公共土木施設災害復旧費」、第1目「土木施設災害復旧費」は、決算見込みによる減額を行い、債務負担行為によります令和7年度予算への事業費移行により減額をしたものであります。

第4項「文教施設災害復旧費」、第1目「公立学校施設災害復旧費」は、松波小学校の新築工事に要する地盤調査費を追加したものでございます。

第2目「社会体育施設災害復旧費」は、決算見込みによる減額を行ったほか、災害査定が令和7年度に実施となったため、工事請負費を減額をいたしております。

第5項第1目「その他の公共施設・公用施設災害復旧費」は、決算見込みによる減額を行ったものであります。

第12款「公債費」は、1,082万円の減額であります。

第1項第1目「公債費」は、利率の確定による減額を行ったものでございます。

以上、この財源といたしまして、第9款「地方特例交付金」、第10款「地方交付税」、第12款「分担金及び負担金」、第13款「使用料及び手数料」、第16款「財産収入」、第17款「寄附金」、第20款「諸収入」を追加をいたしまして、第1款「町税」、第14款「国庫支出金」、第15款「県支出金」、第18款「繰入金」、第21款「町債」を減額をいたしまして、収支の均衡を図っております。

次の議案第21号は、「令和6年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」であります。

歳入歳出それぞれ8,687万8,000円を追加し、予算の総額を23億7,299万円とをしますものでございます。

歳出において、第1款「総務費」は、決算見込みによる減額のほか、財政調整基金への積立金を追加したものでございます。

第2款「保険給付費」、第4款「保健事業費」においては、決算見込みによる減額であります。

第5款「諸支出金」では、病院事業会計への補助金を追加したものでございます。

この財源といたしまして、第4款「県支出金」を追加し、第1款「国民健康保険税」、第2款「分担金及び負担金」、第5款「財産収入」、第6款「繰入金」を減額いたしまして、収支の均衡を図っております。

次の議案第22号「令和6年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出それぞれ5,946万円を減額をいたしまして、予算の総額を3億8,147万2,000円とするものでございます。

歳出において、第2款「後期高齢者医療広域連合納付金」において、決算見込みによる減額を行ったものでございます。

第3款「諸支出金」においては、過年度保険料に係る減免の見込みによる償還金を減額したものであります。

この財源といたしまして、第1款「後期高齢者医療保険料」、第3款「繰入金」、第5款「諸収入」を減額し、収支の均衡を図っております。

次の議案第23号「令和6年度能登町介護保険特別会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出それぞれ2,150万8,000円を減額いたしまして、予算の総額を31億256万9,000円とするものでございます。

第1款「総務費」においては、共同電算に係る奥能登広域圏事務組合の負担金を追加したほか、人件費の調整と決算見込みによる減額を行ったものでございます。

第2款「保険給付費」においては、財源の調整でございます。

第3款「地域支援事業費」は、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額でございます。

第4款「保健福祉事業」は、決算見込みによる減額を行ったものであります。

第5款「基金積立金」は、積立金の減額でございます。

第7款「諸支出金」は、財源の調整を行ったものでございます。

この財源といたしまして、第8款「繰入金」を追加いたしまして、第1款「保険料」、第2款「使用料及び手数料」、第3款「国庫支出金」、第4款「支払基金交付金」、第5款「県支出金」、第6款「財産収入」、第10款「諸収入」を減額いたしまして、収支の均衡を図っております。

次の議案第24号「令和6年度能登町水道事業会計補正予算（第4号）」は、収益的収入におきまして、4億7,100万5,000円を減額をいたしまして、総額を10億5,384万円とするものでございます。

営業収益で給水収益を減額をしたほか、営業外収益では他会計補助金を減額をいたしております。

収益的支出におきましては、2億6,364万8,000円を減額いたしまして、総額を15億3,531万9,000円といたしたところであります。内容につきましては、応援事業体に対する応急復旧費用負担金の決算見込みに

よりも減額を行っております。

資本的収入につきましては、決算見込みによる企業債を追加したほか、補助金を減額して総額を6億2,716万4,000円とし、資本的支出においては、北河内ダム災害復旧事業負担金の追加を行い、総額を8億9,394万円といたしたところでございます。

次の議案第25号「令和6年度能登町下水道事業会計補正予算（第4号）」においては、収益的収入において、2億2,692万3,000円を減額いたしまして、総額を15億8,368万2,000円とするものでございます。

決算見込みによりまして、営業収益で下水道使用料を減額し、営業外収益では災害復旧費補助金などを減額をいたしております。

収益的支出においては、1億9,849万7,000円を減額いたしまして、総額を16億1,087万6,000円といたしました。内容につきましては、災害復旧費に係る委託料の決算見込みによる減額を行ったものでございます。

資本的収入においては、企業債、他会計補助金、国庫補助金を減額いたしまして、総額を19億2,416万6,000円とし、資本的支出においては、災害復旧費に係る建設改良費の決算見込みによる減額を行いまして、総額を21億6,292万7,000円としたものでございます。

次の議案第26号「令和6年度能登町病院事業会計補正予算（第2号）」は、収益的収入において、1億400万3,000円を減額いたしまして、総額を22億1,845万4,000円といたしました。その他医業外収益、他会計補助金、診療所他会計補助金を増額し、県補助金、他会計負担金を減額をいたしております。

収益的支出において、1億688万7,000円を減額いたしまして、総額を23億3,205万6,000円といたしました。内容につきましては、人件費の調整と決算見込みによる減額を行ったほか、光熱水費を追加いたしております。

資本的収入においては、負担金、補助金及び償還金を決算見込みによる減額をいたしまして、総額を4億7,178万円とし、資本的支出において、長期貸付金を決算見込みによる減額をいたし、総額を5億3,256万3,000円といたしました。

次の議案第27号「能登町組織条例の一部を改正する条例について」は、令和6年能登半島地震からの復興推進を図るため、新たに「復興住宅課」を設置することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次の議案第28号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、育児・介護休業法等の一部改正に伴いまして、職員の仕事と育児・介護の両立に向けた勤務環境の整備を行うため、所要の改正を行うも

のでございます。

議案第29号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は、地方公務員法の一部改正によりまして、定年延長の際の一部改正条例の附則について項ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次の議案第30号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、育児・介護休業法の一部改正によりまして条ずれが生じるため、改正を行うものでございます。

次の議案第31号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和7年度に改定が見込まれております選挙長等の報酬について所要の改正を行うものでございます。

次の議案第32号「能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正によりまして、項ずれが生じるため、改正を行うものでございます。

議案第33号「能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和6年人事院勧告に基づきまして給料表を改定するほか、外国語指導助手の報酬額を改定するため、改正を行うものでございます。

次の議案第34号「能登町広域勤労青少年ホーム条例の廃止について」は、設置の根拠法でありました勤労青少年福祉法の改正によりまして、根拠条文が削除されていること、また近年、利用者が減少していることによりまして設置目的は果たしたものと考えられ、青少年ホームとしての機能を廃止するため、設置条例を廃止するものでございます。

次の議案第35号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、健康保険法施行令の一部改正によりまして、基礎課税及び後期高齢者支援金等賦課限度額を改める他、低所得者の保険税の軽減措置についての改正を行うものでございます。

次の議案第36号「能登町児童センター条例の一部を改正する条例について」は、児童センターの適正な運営を図るため、運営委員会を設置をするほか、所要の改正を行うものでございます。

議案第37号「能登町真脇遺跡縄文館等施設条例の制定について」は、能登町真脇遺跡を活用した文化振興を図るため、旧真脇小学校校舎を活用し、新たに整備をいたします文化財収蔵庫を含めた周辺施設の管理運営について一体的に整備をするため、制定をするものでございます。

議案第38号「能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について」は、

小木中学校が令和7年4月から能都中学校へ統合し、旧校舎を能都中学校小木校舎として活用するため、改正を行うものでございます。

議案第39号「請負契約の締結の変更について」は、令和5年度能登町高度無線環境整備推進工事（応急仮設住宅）におきまして、令和6年4月5日に締結した契約につきまして、国庫補助事業費の確定により契約の変更を行いたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、4,728万4,600円から6,527万1,800円を増額いたしまして、契約金額を1億1,255万6,400円とするものでございます。契約の相手方は、石川県金沢市のNECネットエスアイ株式会社北陸支店でございます。

次の議案第40号「請負契約の締結の変更について」は、令和6年度能登町ケーブルテレビ関連設備災害復旧事業及び令和6年度能登町高度無線環境整備推進工事（災害復旧）におきまして、令和6年6月18日に締結をいたしました契約につきまして、これも国庫補助事業費の確定によりまして契約の変更を行いたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、4,844万2,900円から6,180万5,700円を増額いたしまして、契約金額を1億1,024万8,600円とするものでございまして、契約の相手方は、石川県金沢市のNECネットエスアイ株式会社北陸支店でございます。

次の議案第41号「請負契約の締結の変更について」は、令和6年第5回能登町議会10月会議におきまして議決をいただきました議決第82号「令和6年度能登消防署災害復旧工事（建築）」に係る請負契約につきまして、契約金額1億1,770万円から770万円を増額いたしまして、契約金額を1億2,540万円に改めるものでございます。

次に、議案第42号「請負契約の締結について」は、令和6年度6災5569号町道1級藤ノ瀬宇加塚1号線道路災害復旧工事におきまして、去る2月21日に指名競争入札を行いましたところ、7,730万8,000円で、石川県金沢市の北川ヒューテック株式会社が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第43号「請負契約の締結について」は、令和6年度6災5862号町道鶴川矢波1号線道路災害復旧工事におきまして、去る2月21日、指名競争入札を行いましたところ、7,102万7,000円で、石川県金沢市の島屋建設株式会社が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5

号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第44号「請負契約の締結について」は、令和6年度6災9382号町道恋路1号線道路災害復旧工事におきまして、去る2月21日、指名競争入札を行いましたところ、6,648万4,000円で、石川県金沢市の株式会社ソテックが落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第45号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、既に議決をされております辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち、瑞穂地区におきまして、山田分団消防ポンプ自動車更新事業に辺地対策事業債を充当するため、計画の変更を行うものでございます。

先般、石川県との事前協議が終わりましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第46号「能登町農業委員会委員の任命について」は、現在1名の欠員が出ております能登町農業委員会委員について、能登町字当目の影田伸幸氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、本会議に提出をいたしました議案の提案理由を説明させていただきました。議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

#### 議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

#### 日程の順序変更

#### 議長（金七祐太郎）

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第36、議案第46号「能登町農業委員会委員の任命について」の1件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第36、議案第46号「能登町農業委員会委員の任命について」の1件を先に審議することに決定しました。

### 議案第46号

**議長（金七祐太郎）**

ただいま先議することに決定しました日程第36、議案第46号「能登町農業委員会委員の任命について」の1件を議題とします。

### 質疑、討論の省略

**議長（金七祐太郎）**

お諮りします。

議案第46号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

### 採 決

**議長（金七祐太郎）**

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

議案第46号「能登町農業委員会委員の任命について」、能登町字当日、影田伸幸氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（金七祐太郎）**

ありがとうございました。ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり同意とすることに決定いたしました。

**質 疑**

**議長（金七祐太郎）**

次に、議案第13号「令和7年度能登町一般会計予算」から、議案第45号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」までの33件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

**常任委員会付託**

**議長（金七祐太郎）**

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号から議案第45号までの33件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第45号までの33件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

## 休会決議

議長（金七祐太郎）

日程第37、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、明日から10日までの7日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、明日から10日までの7日間を休会とすることに決定しました。

次会は、3月11日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（金七祐太郎）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会（午前10時59分）

## 開 議 (午前10時00分)

### 開 議

#### 議長 (金七祐太郎)

ただいまの出席議員数は、13人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

### 一般質問

#### 議長 (金七祐太郎)

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしくお願ひします。また、質問の回数は質疑と同様に、原則として1つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、順に発言を許可します。

1番 小浦議員。

#### 1番 (小浦肇)

トップバッターなんで、改めまして、おはようございます。

質問の前に、一言簡単に述べさせていただきたいことがあります。

このたびの大船渡市の山林火災で亡くなられた90歳の男性とご家族にお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた方々には、心中お察し申し上げ、お見舞いを重ねて申し上げます。

それでは、質問に移ります。

まずは、能登町の未来を担う子供たちが天候を気にせず遊べる場所について、町長に質問いたします。

発災後、奥能登2市2町の子供たちにとって、屋外で思いっきり遊ぶ広い場所や遊具がなくなりました。そんな中で、柳田植物公園で、今年度中にできれば完成をお願いしたいところなんですけれども、遊具が完成する。これは奥能登の子供たちにとって大変うれしいことであり、また、町としても次のステップに進めるものではないかと考えております。

そこで、町長にお聞きします。

昨年の地区懇談会でも、屋内遊戯場整備の意見や要望がたくさんありました。屋外では天候に左右されることから、かほく市にあるように、屋外遊具を備えた全天候型の施設を整備し、柳田植物園を将来能登町を担っていく子供たちの、これは私の妄想かもしれませんが、天空の城と称するような遊び場にするお考えはありませんでしょうか。

### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

### 町長（大森凡世）

小浦議員がおっしゃられたとおり、これまでのいろんな懇談会やいろいろな場で、天候に左右されない屋内で遊べる施設整備を求める声というのをお聞きをしております。

現在、柳田植物公園内に大型の屋内遊具の整備を進めているところであります。少し遅れているんですが、夏休み前には供用ができるんじゃないかなという現在予定であります。

柳田植物公園は、町のそれぞれの地区から、また珠洲や輪島市などの近隣自治体からも非常にアクセスのしやすい場所であることから、屋内遊具を備えた施設の整備についても柳田の植物公園内で今計画をしているところでございます。

体を使った遊びというのは、体力の向上、そして運動能力の発達、ストレスの解消など、子供の健やかな成長や健康の増進、また親と子が一緒に遊ぶことで、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に子供が遊ぶことで、コミュニケーション、また絆を強めることができると思います。

子育て世帯、そして町の宝である子供たちの笑顔につながる事業、非常に重要でありますから、柳田植物公園を遊びの場の核として、屋内、屋外で様々な活動ができる施設整備をすることで、利用者が集い楽しめる場となることを目指してまいりますので、よろしく願いいたします。

### 議長（金七祐太郎）

1番 小浦議員。

### 1番（小浦肇）

一言で言うと、老若男女が集って楽しく遊べる場をつくりたいというような回答だったかと思います。これは能登町だけじゃなくて、奥能登の子供たちが

大変喜ぶ回答ではなかったかなというふうに私は理解しまして、大きな期待が膨らんだなというふうに思います。

そこで、町長のお考えや方針を担当課はどのようにこれを具現化するのか、お聞かせください。

### 議長（金七祐太郎）

向井ふるさと振興課長。

### ふるさと振興課長（向井豊人）

小浦議員のご質問に答弁をさせていただきます。

屋外遊具施設につきましては、令和7年度の当初予算に整備を行うためのプロポーザル実施に向けた必要な予算を計上しております。このプロポーザルにつきましては、幅広く募集することで優れた提案を募りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

### 議長（金七祐太郎）

1番 小浦議員。

### 1番（小浦肇）

もっと具体的に出てくるのかなというふうに期待はしておったんですけど、まだプロポーザル方式で募集するというので、これはもっともっと私も勉強せんと駄目なんですけど、いろんな考えを織り込んで、業者さんと知恵を絞るということなんだろうと思います。

そこで、私だけじゃないと思うんですけども、必ず親御さんの意見をしっかり取り入れて、またその計画に反映するというのを申し添えておきますので、それを今メモしていただいているので受け止めておると理解して、次の質問に移らせていただきます。

それでは、今後の関係人口獲得に向けての施策についてお伺いしたいと思います。

これは復興計画にもよく出ている内容かと思えます。

まずは釈迦に説法ですが、関係人口についての定義であります。総務省のポータルサイトを見ますと、移住者や観光客とは別に、地域と多様に関わる人を指すと記されています。何のこっちゃいといって、なかなか理解できないんですけども、要するに地域外の人材が地域づくりの担い手となることを期待しているという、そんな内容と私は理解しました。

能登町でも現在、たくさんボランティアの方々や、そういった方々の活躍を

していただくことがたくさんあり、復興を加速させていると私は考えています。

また、かつて私は、ずっと参加しておりましたが、のと未来会議やローカルシフトアカデミーなどで、町を知ってもらい、そして魅力を感じていただけるようなイベントがたくさん開催されておりました。これは地震前ですね。その結果、生まれた関係人口が移住、定住につながると。私もそういう方々と、いまだに数人あるいは数十人、付き合いをしており、ある程度の効果があったと認識しております。

現在、地震・豪雨を受けて、町外に住む方々の能登町に対する捉え方、あるいは認識は変わってきているんだろうなというふうに肌で感じています。その結果、従来のように、地震前のような取組以外に何かしないと、関係人口の獲得は非常に困難じゃないかなというふうに私は考えております。

そこで、その関係人口というのは復興にも大きな役割を果たすことができるのでありますから、この関係人口獲得に向けてどのような方針で臨むのか、町長にお伺いしたいと思っております。

#### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

#### 町長（大森凡世）

現在、一度きりではなくて何回も何回も当町へ来ていただいている方、団体や集落に溶け込んで活動されておられる方というのは、そして町の活性化に貢献していただいている方というのは、たくさんいらっしゃいます。震災以降、これまでに関わりのあった方や、また新たなボランティア団体の支援者などが当町を訪れまして、協力、支援をたくさん申し出ていただきました。

今後は、この方たちとのつながりをどうやって途切れさせることなく継続して関係を保ち続けていくかということが非常に重要でありまして、そうすると、ひいては町の魅力発信にもつながっていくものというふうに考えております。

なかなかこれといったあれはないんですけども、常に連絡を取り合うというところが、来ていただくということが大事じゃないかなというふうに思っております。

町といたしましては、災害時での避難所運営とか避難者の対応方法など、経験豊富な支援者等の関係者のスキルをいただきながら、地域に元気を取り戻した上で、いずれどこかで大きな災害が起こった際には、その培ったスキルを活用いたしまして被災地を支援することで、そうやってご恩返しができるように町の復興に努めてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

## 議長（金七祐太郎）

1 番 小浦議員。

### 1 番（小浦肇）

今町長の答弁から、私なりに3つのキーワードといいますか文章でまとめてみました。

すると、継続して関係を保ち続けていくというのがポイントですね。そのためには、やっぱりいろんな気遣いも必要ですし、あるいは能登町からも発信するようなことも必要かなというふうに思います。

それから、町の魅力の発信にもつながっていくと。全くそのとおりだと思うんです。本当に今来ている方々、ボランティアで来ている方々は、各地でいろんな方と接触する。その中で能登町の魅力というものをどんどん宣伝してくれるという。これは間違いなくそのように思います。

そして、大事だということにつながるか、私もそのように思うんですけど、いずれは能登町も成長して、ご恩をお返しできるようになりたい、なるということが町長の思いとしてあるんだなということが分かりました。

ということで、非常に私も同感できるような考えであったので、町長のお考えを受けて、担当課はどのように関係人口の拡大をやっていくのか、取り組んでいくのか、お聞かせください。

## 議長（金七祐太郎）

向井ふるさと振興課長。

### ふるさと振興課長（向井豊人）

それでは、答弁させていただきます。

当初予算案での具体的な事業を申し上げますと、まずは地域外副業人材活用促進事業がございます。これは、町内の事業者が新規事業や販路開拓、また経営改善を図るために、都市部在住の人材が持つ知見を当町で生かしていただきながら関係人口創出を図るもので、旅費や報酬等に対して補助を行うものであります。

ほかに、町外にある企業のオフィスを能登町内にもつくっていただくことを目的としたサテライトオフィス誘致推進事業にも取り組むこととしております。これまでに行き来のあった企業を中心に声かけを行いたいと考えております。

また、能登町定住促進協議会において、これまで関係人口創出関連の事業を行っていただいておりますが、新たに2人の集落支援員を委嘱し、集落におい

て関係人口や移住・定住者を受け入れる環境づくりを支援することで、ふるさと納税につなげるほか、二地域居住や最終的には移住、定住を目指したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

## 議長（金七祐太郎）

1 番 小浦議員。

### 1 番（小浦肇）

担当課の課長さんは3つの柱をお立てになったんですね。3つの柱。1つは、都市部在住の人材が持つ知恵を取り入れて当町で生かす。そして2つ目は、サテライトオフィスを誘致するということですよね。都会の会社の方と交流を図ると。それから、これは新たな試みなんでしょうね。集落支援員を委嘱し、町外の方と町集落の方とうまくつないでいく。ここが私は非常にポイントじゃないかなというふうに思います。

サテライトオフィスをつくって、能登町へ来た方と地域の方をつなぐ。それから知恵を当町に生かすために、やっぱり地元の方とつなぐということがポイントじゃないかなと思います。

なので大変わくわくするような回答でしたけれども、私は地域の方とつなぐというのは非常に難易度が高いと思いますので、ぜひふる振には頑張っていたでいて、つなぐということを実現していただければなと思いますので、私は注目して、継続してウオッチしていきますので、これをしっかり伝えて次の質問に移りたいと思います。

それでは、次の質問です。1次産業の復興に向けた能登町のビジョンについて質問します。

能登半島地震と奥能登豪雨により、農地や山林、漁業などの1次産業の基盤となる重要な部分が損壊して、そして産業そのものを大きく揺るがす時代となっております。これは皆さんというか、誰しものがそのように承知していると思います。

これまでも事業者の高齢化や担い手不足に直面した中で、近年では燃料代、電気代、資材、そしてまた一般の我々でも食品も価格が上がっているということで、事業をやっている方は経営コストの高騰が本当に困ったなという状況になっております。当然、1次産業に従事する方にとっても危機的状態が続いていると考えております。

そのような中、先日、能登町復興計画が作成されまして、その巻頭で、「次世代が希望を持てる持続可能なまちづくり」、そして町民や事業者、行政、関係人口などと「共に創る復興」を目指すというふうに記されております。

そこで、町長にお聞きします。町は、1次作業の復興を図っていくのは当然でしょうけれども、どのようなビジョンを持って図るのか。この希望を持てるビジョン、復興のビジョンをしっかりとこの場でお答えをお願いいたします。

### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

### 町長（大森凡世）

1次産業の振興、復興ということにつきましては、おっしゃるとおり復興計画の中で方向性を掲げておるところであります。これは、町の1次産業が本当に基幹産業であるということと、また今後まだまだ伸ばしていかなければならない産業であるということでございます。

計画の方向性16におきまして、能登牛、米、シイタケ、寒ぶり、イカ等々、町民になじみのある農林水産物のほかにも、金沢大学や民間事業者が研究を進めておりますサクラマス、トラフグ、また海ブドウやエビの養殖というのを含めた特産品の開発とブランディングに取り組みまして、そのPRを支援することとしておるところでございます。

一言で特産品の開発と言っても、知恵、労力、資金、そして時間を要するというので、町といたしましては、その開発に取り組む事業者に対しましてしっかり伴走しながら成果に結びつくように支援をしております。

また、PRと言いますけれども、町のホームページや公式LINEだけでは発信力が非常に弱いということで、いかに多くの人に効果的に伝えられる、ヒットしてもらうかという手段も当然考えているわけでありまして、そしてまた、県外からの支援でお越しになっている方が能登町の農林水産物が持つ質の高さ、また希少性などの価値というのは特別なものであり、決して当たり前のものでないというお声をお聞きしております。その価値を余すことなく活用しまして、国内にとどまらず国外も視野に入れてブランディングに努めてまいりたいというふうに考えております。

しかし、そんな豊かな恵みがありましても、現在その生産に携わる担い手というのが大幅に不足をしている状況であります。この担い手不足というのは、能登町の1次産業にとっても最も深刻な課題でありまして、解決を急がなくてはならない課題であるというふうに思っております。

そのためには、担い手の予備軍となります新規の従事者の発掘ということが重要でございまして、定住促進協議会や漁協、農協、森林組合と連携しまして、1次産業の就業希望者情報というのを共有をいたしまして、就業体験の希望者にはインターンシップ事業を活用し担い手とのマッチングを積極的に試みてい

きたいと思っております。

そのほか東京や大阪で開催をしております1次産業従事希望者に向けたプロモーションイベントというのがございまして、そういったところにもまた参加をしまして、能登町の質の高い1次産物の紹介、またその生産に携わるアドバンテージを生産者から直接伝えていただき、関心の目を向けていただけるように地道な担い手発掘作業にも注力をしていきたいと思っております。

一方で、従事希望者の方の発掘には非常に時間を要するというのも想定いたしまして、省力化できる作業機械の施設の導入について国や県一体となって支援し、労働力不足の打開を図り、町の1次産業が有する可能性を最大限に発揮できるような施策を展開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

### 議長（金七祐太郎）

1番 小浦議員。

#### 1番（小浦肇）

期待していた以上に回答をいただいたというのが率直な私の気持ちです。

今、非常に混乱した中で、どっちに行けばいいのか、あっちへ行けばいいのかよく分からないというような状況だと思うんですね。

そんな中、今、町長に答弁していただいたことは、私は一応、4級の船舶従事者の免許を持っているんですけど、今4級と言わないんですけども、今の町長の答弁を聞いて、何を指すか示す羅針盤の一つになるんじゃないかなというふうに思いました。

特に1次産業で担い手不足というところを発掘していくというところは、さっきの質問のふる振の課長が答えた取組とマッチしていくと、さらなる効果も期待できるのではないかなというふうに考えておりますので、これを期待して本日の質問を終わりたいと思います。

### 議長（金七祐太郎）

以上で、1番 小浦議員の一般質問を終わります。

次に、12番 向峠茂人議員。

#### 12番（向峠茂人）

改めて、おはようございます。

先ほど議長の告知もありましたけど、今日はくしくも3.11東北の震災から14年がたちました。その中で、私も質問が震災に関する質問になるのは、

これも偶然かなと思っています。

しかし、当議会も前回の議会まで質問は通告順の質問でしたけど、議会改革で今議会から抽せんでということで、議長の厳正なる抽せんで私は2番というくじをもらいました。いつも終わりのほうに質問しているわけでございますけれども、ちょっと緊張しておりますので、また容赦いただきたいと思います。

それでは、通告してあるとおり、項目は道の駅桜峠の防災機能の強化ということで、要旨は道の駅の施設の災害時の避難所防災基地としての活用ということで述べてみたいと思います。

ご存じのとおり、昨年元日の能登半島地震により、のと里山海道、そして珠洲道路は、奥能登の基幹道路として大変重要な道路であると誰もが再認識されたことだと私は理解しております。

発災直後、緊急輸送道路沿いに位置する道の駅桜峠は、能登町だけでなく珠洲市や輪島市へ向かう支援の拠点や中継点として、災害時に大変重要な役割を担った施設であります。しかし、駐車場やトイレが被災し、十分な本来の機能が発揮できなかったのが現実です。

これから再整備を進めるに当たり、道の駅の設置者である能登町と道路管理者の県との役割分担をしっかりと定め、再整備を進めるべきと私は考えます。

また、建物の耐震化、そして無停電化、また通信や水の確保などにより、災害時においても業務実施可能な施設でなければならないことはもちろんのことです。

今申し上げた防災機能の強化に向けた再整備に対する町長の覚悟のほどを聞かせていただきたい。

## 議長（金七祐太郎）

大森町長。

## 町長（大森凡世）

向峠議員おっしゃるとおり、道の駅桜峠は、当町の玄関口に位置しておりまして、第1次緊急輸送道路に指定されております珠洲道路上にある施設でございます。町の防災計画において災害時の物資輸送拠点として位置づけをしております。

桜峠は、奥能登のほぼ中央に位置することから、おっしゃられたとおり今回の能登半島地震において、当町はもとより珠洲、輪島市への支援のための自衛隊、警察、消防など関係機関の活動拠点として機能を発揮しました。

ただ、これもおっしゃられたとおり駐車スペースが狭い、そして浄化槽が被災してトイレが使用できなくなりました。現在も仮設のトイレでの応急対応と

なっているところでございます。管理している県に確認をいたしましたところ、浄化槽を含めたトイレの復旧というのは機器の手配に時間を要しているということでございまして、夏頃の見込みであるというふうに伺っておるところであります。

今回の大災害を受けまして、改めて桜峠の重要性というのをまた痛感したところでございます。

桜峠の再整備につきましては、私が就任してから、震災前から機能拡充の再整備というのを再三要望しておりました。石川県においても、来年度の当初予算案におきまして、道の駅の防災機能強化の一つとして自立型のトイレ等の整備に向けた調査設計費が今計上されているところでございます。

道の駅において物産館を運営している当町といたしましても、県の桜峠の再整備に向けて、お互いに連携しながら必ずいいものにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

## 議長（金七祐太郎）

12番 向峠議員。

### 12番（向峠茂人）

今町長が申し上げた答弁には、私も納得できます。

しかし、本来、道の駅というのは、町長も申しましたけど、物産館をメインに、道の駅のにぎわい創出を図ることも道の駅の役割かなと私は思いますし、また、道の駅は地域おこしのことも併せて進めていくべきと私は考えますので、そこも県とのタイアップで意義のある道の駅の再整備に当たっていただきたいと思えます。

全国に39の防災道の駅があります。石川県では、のと里山空港がその39の中の一つの防災道の駅に指定されております。それはそれでいいんですけど、桜峠の道の駅は、先ほど申したとおり里山海道、珠洲道路の中に大変な人たちが利用する中ですから、人間創出も含めて地域に密着した道の駅に再整備するようご尽力いただきたいと思えます。

それでは、次の通告の質問に移らせていただきます。

これも震災関係で大変なダメージを受けた国民宿舎やなぎだ荘の再建計画を示せということで項目を上げました。

この国民宿舎やなぎだ荘は、良質な温泉の湯で、柳田の住民のみならず近隣の市町からもたくさんの人たちに親しみ愛されている施設でもあります。今は応急的な営業をしていますが、本来の営業に程遠いのが現状であります。

また、多種多様なお客様のニーズに応えてきた御前が壊滅的な被害を受け、

今は鉄骨の屋根や柱などがあらわになっています。御前は各種宴会、同窓会、クラス会など、また各種記念式典などが行われ、地域のにぎわい創出に、また利用者の憩いの場でもあったわけです。

それがこの震災で地域住民の集いやお楽しみ会などの心のよりどころがなくなり、震災で疲れた心と体を癒やす場がなくなり、多くの人たちのストレスがたまり、もう限界に来ていると聞いています。地域の住民の声は、一日でも早く再建すべきと強く求めています。

現在、御前の建屋の地面もかなり危険な状況となっていますが、今の場所で再建を目指すのか、それとも今の施設の下に土地を求めて再建を目指すのか、早急に再建計画を示し、地域住民の意見を十分に聞く話合いの場を一日でも早く設けるべきと私は考えますが、町長の考えを率直に述べていただきたいと思っています。

#### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

#### 町長（大森凡世）

国民宿舎能登やなぎだ荘の現状でございますが、皆さんも当然ご存じだと思いますけれども、本館につきましては応急復旧を行いまして、今現在、公費解体事業者の宿泊の受入れ、そして入浴につきましては、一般の利用者及びいまだ自宅での入浴ができない方の入浴支援というのを現在行っておるわけであります。

おっしゃるとおり、柳田温泉は滑らかな肌触りと湯冷めをしない泉質で開業当初からとても好評で、当町自慢の温泉であります。また、食堂や休憩スペースが整っていますことから、皆さんの憩いの場としての機能も有しており、非常に町としては重要な施設であると思っております。

御前の間につきましては、大規模な損壊により修繕が困難な状況のため、周辺の施設の安全及び防犯面から解体を行う予定としております。その場での御前間の再建というのは非常に困難であります。

やなぎだ荘の再建ということにつきましては、今ある施設は当面、当然維持していきますし、現在、令和7年度中に公共施設個別施設計画の改定見直しを計画しております。その中で近隣施設または類似施設との集約、そして機能の見直しを協議していく必要があります。

町民の皆様が、地域の皆様が望んでいる機能、役割というのをしっかりお聞きをしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

## 議長（金七祐太郎）

12番 向峠議員。

### 12番（向峠茂人）

町長の答弁に、令和7年度中に公共施設個別施設計画の見直しをしながら進めるという答えでしたが、それは分かります。ただどね、復興、再建には時間がかかるのは私も十分承知しています。ただど地域の人たちにすれば、ある程度のライン、ゴールを設置しなければ、いつまでたっていつ直るということで、復旧・復興にやっぱり力が入らんとするんです。2年や3年でできるわけではありません。ただど、できるだけ早い目標値を立てて、それに邁進して、地域住民と十分な膝を交えた意見を交わしていただきたいと思います。

私も風呂は家にありますけど、やはりあそこに入った感覚というか感じがいまだに忘れられんし、御前にいろいろと私の大好きなお酒を交わしながら飲んで各種の宴会等を含めて、お世話になった施設でございますから、下に移るならそれもよし、早急に賢明な再建計画を立てていただきたいと思います。

簡単な質問で時間が来ましたがどね、この間、余談になりますけど、私、親戚の穴水へちょっと行ってきました。先日。そうしたらウグイスが鳴いていた。まだ柳田の当日には、ウグイスはまだ、カラス以外は鳴いていませんけど。そうしたら、さすが雪もなかったしと思って、ほんなら何か一つやらの駄目やなと思ってちょっと考えて、実は句を詠むのも、ある勇退された課長から、向峠議員、一般質問を終えるに当たり五七五ぐらい詠むような余裕のある一般質問をすればどうやねということ言われた。それから10句か11句詠んでいますけれども、その課長はもう勇退されていませんけど、道はそれでしたけど1句詠んでみます。「ウグイスや復興の願いの谷渡り」。結構考えたんですよ。

被災地がたくさんある。そこをウグイスが鳴いて飛ぶということは、復興の願いの谷渡りということで、みんな頑張ってくれよと、そういうような後押しを得たような気になったので、今ちょっと間違ったな。もう一回言います。「ウグイスや復興願いの谷渡り」、そういうことです。

これは才能なしの判定を受けるかもしれませんが、そういうわけですので、今日に至るまで発災から、コロナから、町長をはじめ町の職員には頑張っていたことに私からこの場を借りて深く御礼申し上げます。体に気をつけて今後も頑張っていたいただきたいと思います。

終わります。

## 議長（金七祐太郎）

以上で、12番 向峠議員の一般質問を終わります。

## 休 憩

### 議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。11時から再開いたします。よろしく願います。（午前10時48分）

## 再 開

### 議長（金七祐太郎）

それでは会議を再開いたします。（午前11時00分再開）  
次に、4番 馬場議員。

### 4番（馬場等）

私も一般質問に入る前に少しだけお話をさせていただきます。

今日、3月11日で東日本大震災から14年がたちました。震災で貴い命を失われた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

私は毎年、3月議会の一般質問を始める前に、東日本大震災についてのお話をしてきました。

まさか令和6年能登半島地震が発生し、今度は私たち能登の住民が全国の皆様から支援を受ける立場になるとは夢にも思いませんでした。県内はもとより全国からの温かいご支援に心から感謝申し上げます。

復旧・復興はまだ始まったばかりですが、ふるさと能登を次の世代に引き継ぐために皆さんとともに力を尽くしたいと思っております。

それでは、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

今回は3点について行います。1つ目、能登町役場第2駐車場の一部を民間事業者への貸付けについて。2つ目、住家の被害状況と支援の少ない準半壊以下の住家への支援について。3つ目は、災害公営住宅入居希望者への個別面談の実施と災害公営住宅の建設場所についての3点です。

それでは最初に、能登町役場第2駐車場の一部を民間事業者に貸し付けたことについて町長に伺います。

これはもう民間事業者に貸し付けた事案であります。

なぜ私が今回この問題を取り上げたかといいますと、令和6年12月の一般質問で吉田議員が指摘した次の内容であります。第2駐車場の一部を貸し付け

ることにより、既に満車に近い駐車場がさらに利用しにくくなり、庁舎利用者の町民の利便性が損なわれるのではないかとという質問に対する町の回答に違和感を持ったからです。町の回答は次のとおりでした。

町長は、駐車場が減ることよりも、みんなの憩いのプロジェクトのほうが重要である。それが我々執行部の思いであると答えました。

また総務課長は、現時点ではスペース的に余裕があるのではないかと私は見ておきますと回答しました。

この回答を聞いて、私は町が行政財産である第2駐車場の一部を民間事業者に貸し付ける際に、適正な手続を経ていない可能性があると考えました。さらに、そのことを町が認識していないのではないかと懸念も抱いています。

そもそも庁舎の駐車場は行政財産であり、その使用目的は定められています。町が独自の判断で目的外の貸付けを行うことはできず、貸付けを行うには条例に基づく適正な手続が必要です。

条例は、地方自治法第238条の4第2号の4項、行政財産の目的外使用を認められるのは、庁舎やその他の建物、その附帯施設や敷地について余裕がある場合に限られております。

本来、第2駐車場は庁舎を訪れるための住民のために整備された行政財産であり、貸付けが可能なのは、その敷地に十分な余裕がある場合に限られます。しかし、町長や総務課長の回答には、その適正な手続が取られたことを示す説明や数値的な根拠が示されておられません。

このような状況では、本件が当初から事業ありきで進められたのではないかと疑念を抱かざるを得ません。

今日、私はいつものとおり庁舎のほうに来ましたけど、いつもなら第1駐車場のほうに止めるんですけど、今日は何かあったのかも分かんないですけど第1駐車場も満車、第2駐車場も回りましたけど満車でした。そのように最近ずっとそういうふうな状態が続いておるんじゃないかなと思ひまして。

そこで、以下の2点について町長の明確な回答を求めます。第2駐車場に余裕があると判断した数値的根拠を示してください。また、これまでに庁舎敷地内の行政財産を目的外使用として民間に貸し付けた、ごめんなさい、要するに行政財産を目的外使用に貸し付けた事例はあるのか。それも併せてお答えください。

**議長（金七祐太郎）**

山下総務課長。

**総務課長（山下栄治）**

それでは、お答えさせていただきます。

まず、行政財産であります第2駐車場の貸付けは、議員おっしゃるように地方自治法第238条の4第2号の4に規定する敷地に余裕がある場合として、その当該余裕がある部分を貸し付けたものでございます。駐車スペースといたしましては約35台分に相当します。

令和6年11月1日より貸付けを行っておりますが、役場周辺には商工会前でございます第1駐車場で約60台、第2駐車場では約70台、合わせて130台分の駐車スペースがございます。

1月1日発災直後は、様々な事業者や復旧支援従事者等において非常に混雑しておりました。しかし貸付時において、スペース的に、私、確認したところ余裕が見受けられたことから、駐車場の運用上においては問題がないと判断し、貸付けを行いました。

また、令和7年2月28日、確定申告受付会場がコンセールのとに設置されている。来庁者が特に多い時期だと思われるんですが、この時期について駐車状況を再度確認いたしました。そして確認したところ、第1駐車場では午前で8台、午後では27台、第2駐車場では午前で13台、また午後では30台の空きがございました。第1、第2合わせまして午前では21台、午後では57台の空きがありました。

そして午前、午後を通じましてのいわゆる長時間駐車の車両が第1で17台、第2で27台、計44台が確認されました。なお、閉庁後の午後6時以降につきましては、第1、第2とも約10台程度ございまして、合わせて20台程度の駐車車両がありました。

このことから、貸付けに伴いまして駐車スペースは減となりますが、特段大きな問題が生じることはないと考えております。

なお、新設されます施設の従業員や利用者の駐車スペースは、近隣において事業者が確保するとも聞いております。

今後も駐車場の適正な利用等につきましては、その周知に努め、役場やコンセールでの大きなイベント開催時においては、その規模に合わせて、余裕のある隣接駐車場への移動や臨時駐車場等の確保に努めてまいりたいと思っております。

そして、行政財産の貸付けについてですが、現在、行政財産であります能登町役場、柳田総合支所、内浦総合支所の一部については、金融機関へ貸し付けております。また、小木地区活性化センターをはじめとした13施設の屋根、集会場等の屋根になるんですが、この屋根につきましては778平方メートルを太陽光発電事業者へそれぞれ貸し付けております。そして、能登海洋水産センターでございますが、これは金沢大学へ研究施設として貸し付けております

ので、ご理解願います。

#### 議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

#### 4番（馬場等）

課長の話で、敷地に余裕があると言われましたけど、もう貸し付けてしまったんですけど、もう少し事前にしっかりした数値、2週間、3週間ちゃんと計りまして、数字をしっかりしたものを出示していただきたく思いました。

その点でいうと、ちょっと曖昧な部分が残りますが、しかし新設される施設の従業員や利用者の駐車スペースについては事業者が確保するとの説明がありました。

また、目的外使用の主な事例として、能登町役場、柳田総合支所、内浦総合支所ですか。一部を金融機関に貸し付けている。ほか13の公共施設の屋根の太陽光パネル、太陽光発電事業者に貸し付けているということが分かりました。

ただ、金融機関への貸付けに関しては議会でも説明があったように覚えています。太陽光発電への貸付けに関しては、今初めて聞いたような気がしました。

今回の第2駐車場の貸付けについては、今言われた案件よりもはるかに重要な案件だったと思います。これに関しては議会としても議会の関与が不十分だったことも反省点として浮かび上がってきました。それを含めて、これからは町が重要で長期にわたる行政財産を貸し付ける際には、議会がしっかりと審議していくことが大事と考えます。そして、町は住民に対する説明をしっかりと行うように要望いたします。

さらに、行政財産を貸し付けた以上、その管理は町も責任を持って行うべきであり、庁舎を利用する町民の利便性が損なわれることのないようにしっかりと見守っていただきたいと考えます。

それともう一つ、これは自分がかねがね思っていたんですけど、第2駐車場の貸付けについて、もう一つ重要な論点が抜けていると考えます。それは、能登町役場第2駐車場の浸水リスクについてです。要するに、梶川があふれるということです。

建設予定の施設が立地する第2駐車場周辺は、豪雨時の浸水リスクが高い地域です。例えば昨年9月21日の豪雨では、すぐそばを流れる梶川が氾濫し、第2駐車場の一部が浸水しました。さらに、梶川の一部が崩れ、近接することもみらいセンターも被害を受け、現在、梶川及びこどもみらいセンターでは災害復旧工事が予定されています。

また、梶川に関しては、県の発表によると、第2駐車場は梶川の降水浸水想定区域内に含まれており、将来的には能登町の洪水ハザードマップにも浸水区域として示される予定となっております。

そして、なお庁舎隣のコンセールは指定避難所となっておりますが、降水時の指定避難所にはなっていません。

そこで、町長に以下の点についてお聞きします。

民間事業者との契約時において、町は、事業者に対してしっかりと浸水リスクについて説明を行いましたか。それと、万が一施設が浸水した場合の施設利用者の安全確保について、事業者との間でどのような合意がなされているのか、お話しなされているのか、お聞かせください。

#### 議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

#### 総務課長（山下栄治）

では、ご答弁させていただきます。

第2駐車場のそばを流れております二級河川梶川は、昨年発生いたしました奥能登豪雨により、9月22日午前9時頃に水位が上昇いたしまして、第2駐車場と隣接する町道において一時的な冠水がございました。

用地貸付先の事業者には、当該用地で発生したこと、また石川県が公表している洪水浸水想定区域図でも浸水エリアであることは、契約前協議において十分周知しております。

施設の建設や運用につきましては、これは事業者の責務において浸水をはじめとした様々な災害対応が検討されるものと思われまます。

町といたしましては、事業者に対しまして、施設運用時における災害対応マニュアル作成や避難計画等、あらゆる場面において協議、助言、指導を継続しまして、利用者の安全・安心を第一に、その確保の一助となるように努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解ください。

#### 議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

#### 4番（馬場等）

お話は周知されているということなんですけど、既に町より事業の貸付けは終わっております。昨年の11月に始まり、令和7年度に開業を目指すとの説明を受けていますが、私は今でも、このような浸水リスクの高い場所に社会福

社を核とする多機能な施設を建設することは、防災の観点からも認めるべきではないという考えです。

もちろん計画されている施設自体は町にとって必要なものであり、その事業を担っていただく民間事業者の方々には感謝しています。しかし、それだからこそ危険な場所ではなく、もっと安全なところで事業を実施すべきだと考えております。

町の行政財産をどのように管理し、住民の安全をどのように確保するかは、行政の重要な責務です。事業者との避難訓練など指導を行うなど、しっかりと利用者の安全・安心についても見守ってほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、能登半島地震による住家被害についての質問です。

私は、同じ質問を昨年の9月の一般質問でも行いました。それから半年がたちました。前回の質問の内容は、住家被害についての半壊以上の比率が能登町は奥能登2市2町の中で飛び抜けて低いのはなぜかというものでした。

前回は税務課長の回答で、能登町は全域ではなく、隣接する市町の境の内陸部の地区と、あとは沿岸部の被害が大きい。そして、住家被害の判定基準については、内閣府が定める被害認定基準運用方針に従い行っていて、自治体によって差異はないとの回答でした。

今回は私は、奥能登2市2町はもちろんのこと、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町を含めた4市5町の平均の数字も調べてみました。数字は、石川県が公表した令和6年12月10日時点の能登半島地震による住家被害の概要によるものです。

まずは、奥能登2市2町の罹災証明書区分での半壊以上の比率をまず述べます。珠洲市が半壊以上68.6%、輪島市59.2%、穴水町50.3%、能登町21.3%。切りのいい数字で表すと、珠洲市は約7割、輪島市は約6割、穴水町は約5割、それに対して能登町が約2割です。

さらに今回、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町を含んだ4市5町の平均を取ってみました。38.9%、約4割です。これに対して能登町の2割は平均の約半分ですね。これから考えてもやっぱり大きく差があります。

まず、この結果を受けて、町長はどのように受け止めているのかお答えください。

**議長（金七祐太郎）**

大森町長。

**町長（大森凡世）**

住家の被害につきましては、繰り返しの御答弁になりますけれども、議員がおっしゃったとおり、当町における被害の状況につきましては、全域ではなく、近隣する市町境の内陸部の地区と沿岸部の被害が大きいということでございます。

次に、近隣市町の状況でありますけれども、輪島市のほか、2市町では全域にわたり被害が発生をしております。また、志賀町は震度7を記録をしております、近隣の住家の多い七尾市でも局地的に甚大な被害があったということでもありますから、半壊以上の割合が多いものというふうに認識をしております。

各市町の被害状況に違いがありますことを、ぜひご理解を願いたいと思いません。

#### 議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

#### 4番（馬場等）

私は今回、町長に回答をお願いしたのは、担当課長、役場職員さんとしての説明ではなく、政治家としての町長の考えを聞きたいからです。

なぜなら、私はこの数値は各首長の政治的努力の表れであり、さらには何としても地元に残ってほしいという思いの表れだと考えているからです。

能登町の住家被害は5,750件に上り、穴水町の3,340件を上回っており、決して被害が少ないとは言えません。しかしながら、半壊以上の判定比率は穴水町の半分の以下にとどまっております。

さらに、能登町では半壊に近い準半壊判定の住民が多く、支援金だけではもちろん解体も修繕もできず、生活再建のめどが立たない状況にあります。

特に問題なのは、準半壊以下の判定では災害公営住宅には入居できないことです。そのために地元に住み続けることが難しくなり、やむを得ず町を出ていくしかないという町民の声もよく聞きます。

こうした町民の切実な声を町長はどのように受け止めているのか、改めて政治家としての町長の考えをお聞かせください。

#### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

#### 町長（大森凡世）

今、馬場議員がおっしゃられた、支援金だけでは解体も修繕もできず生活の再建のめどが立たない方がたくさんいらっしゃるというふうにおっしゃいまし

た。

まず大前提として、支援金だけで住宅の修理や住宅の再建ができる方はいらっしやらないというふうに思っております。もともと支援としてというか、今の質問は半壊の数が少ないということではありますが、その点に関しましては、先ほどの説明以上の回答はできかねるということですね。

政治的な動きで半壊の数が多という判断は、私は違うというふうに思っております。国のマニュアルに基づいて判定を行っているということですので、ぜひご理解を願います。

### 議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

#### 4番（馬場等）

町民が政治家としての町長に期待するのは、単なるマニュアル対応ではなく、こうした現実の現場の実情を考慮した対策を打っていくことです。

例えば準半壊で点数が15点から19点で、その家は旧耐震基準の1981年6月以前の建築物の住家などは、建物だけではなく、建っている地盤なども加味すべきだと考えます。それができるのは町職員ではなく、政治家としての町長ではないかと思えます。できないことにもチャレンジしてほしいです。

それでは、準半壊以下の支援金だけではもちろんできませんけど、私が言いたかったのは、準半壊以下で、今言ったことと同じなんですけど、半壊に近い準半壊以下、しかも古い耐震基準以前の家で、そういうふうな家は、例えば家の罹災証明だけじゃなくて地盤というものも加味するようなことで、それが政治的な力かなと、自分のほうではそう思っております。

そういった点が少し能登町のほうでは足りないんじゃないかなと思ひまして、先ほどの半壊以下の比率から今ほどの政治的な力というか政治家としての町長の思いを聞きました。

それでは次には、準半壊以下のどうしても支援が少ない準半壊、それと一部損壊、その住家に対する支援策について、新たなものがないか少しお聞きします。

準半壊以下の住家は、半壊以上と違い、現行の制度では十分な支援を受けることができず困っているとの声をよく聞きます。準半壊以下の新たな住家支援はあるのか、国、県、能登町それぞれの支援策についてお聞きします。分かっている範囲で結構です。

まず、国として新たな補助金等の創設予定はあるのか。

次に、県の復興基金を活用し、準半壊以下の住家改修に支援する事業、これ

をメニューに組み入れてもらえないか、これは要請はできないだろうかというか、メニューは今のところ県のほうではないのかどうか。

そして最後に、町としてもその支援策は今やっておりますけど、さらに追加して支援策を講じる予定があるのか。これについてお聞きします。

それに、ごめんなさい、もう一つプラスしますけど、準半壊以下の判定を受けた住民の中に、現在仮設住宅にいる人たちがいます。しかし、災害公営住宅に入居資格がないため、災害公営住宅には入れません。自宅の改修も進まず、今後の住まいの確保に不安を抱えている人が多くいます。こうした住民は仮設住宅に引き続き進めるのかどうかも併せてお答えください。

### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

### 町長（大森凡世）

もともと発災以降、国に対しまして、支援金の額や応急修理、準半壊以上は70万で準半壊は35万でありますよね。そういった金額に対しまして、全然今の物価に対応してない金額だということはずっと伝えてきました。

ただ国のほうでは、取りあえずの応急修理の費用だということで、なかなか法律を変えるというのは難しいということはずっと来ました。

そして、国のマニュアル以外の仕組みをつくって、例えば解体支援なりということになりますと、町単独事業ということになりますね。そうするとその辺の財源の確保というのも必要ですし、解体支援の仕組みというのを町単独で行った場合も、行ったと仮にしても、国が定める半壊の判定には至らないということになります。

そして支援策といたしましては、今現在、町では町の単独の住宅復旧支援事業を制定してお配りをしているところでありますけれども、今できる範囲での金額でありまして十分な支援とは言えないとは思っております。

もともと知事に対して、要するに準半壊、とにかく準半壊の支援がないというところで、何とか支援策はできないのかということはお伝えしてきました。そして今、国の補正予算で1,000億のうち500億を県が基金化して、ある程度県のほうで自由に使えるメニューとしたいということで、多分6月補正において何らかの支援策が出てくるのじゃないかということをお私に期待をしております。

そうなれば、すぐにうちのほうでもその支援策に乗りまして、プラスした支援金なりを講じてまいりたいというふうに思っているところが現状でございます。

そして、再建のめどが立たないというふうな状況の方に対しましては、いろんな相談を受けまして、例えば一般の、取りあえずは一般の公営住宅を利用するように勧めるとか、個別で寄り添った対応をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（金七祐太郎）

4番 馬場議員。

#### 4番（馬場等）

石川県のほうに500億の国からのお金が来るということで、6月に準半壊、そちらのほうのメニューもできるかも分かりません。そういうことも含めて少しでも。町単独で、単費でというのは、これは無理なことはよく分かっております。できれば準半壊、一部損壊、そういう人が。

変な話、これを言っていくと、どうしても半壊以上のほうになっていただければいいのかなと思わんでもないです。

それでは、最後の質問を行います。

最後の質問は、災害公営住宅についてです。

まずは、災害公営住宅に関する個別相談の場の設置についてお聞きします。

町は鶴川、柳田、小木、松波、宇出津の5地区において復興計画の説明会を実施しました。その中で、災害公営住宅の入居要件や家賃などについての説明も行われました。

しかし現在、仮設住宅やみなし仮設に住んでいる方々をはじめ、様々な事情で地区説明会に参加できなかった住民も多くいます。また、災害公営住宅に入居すると一部の支援金が受給できなくなる場合もあるため、住民にとって入居判断は非常に重要です。

そのため、町として個別面談の場を設け、住民一人一人の状況に応じた相談の機会を確保すべきだと考えます。町の考えをお聞かせください。

#### 議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

#### 建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、議員の質問にお答えします。

仮設住宅やみなし仮設住宅に住んでいる方で、災害公営住宅に関心を持っている世帯は多いと考えております。

そこで、仮設住宅入居者に対しましては、町内にお住まいでございますので、

ご要望に応じて説明会などを開催していきたいと思っておりますし、実はもう来週、既に説明会を開催する団地も既にごございます。

また、みなし仮設住宅の入居者につきましては、大半の世帯が町外におられますので、アンケート調査などで意向調査を行っていただければなというふうに考えております。

また個別の相談に関しましては、いつでも担当窓口に来られれば相談に乗るのはもちろんのこと、相談会の開催も継続して実施してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

#### **議長（金七祐太郎）**

4番 馬場議員。

#### **4番（馬場等）**

地区のほうに出向いて説明、相談に乗りますというのはよく分かりましたけど、なかなか地区のほうに行っても出てこれない人もおられます。できたら1世帯ずつというか、例えば仮設に入っておられる人は全ての人に対して個別面談をやっていただくような方向で、ぜひお願いしたいと私は思います。

次に、災害住宅の建設についてお聞きします。

甚大な被害を受けた地区では、町並みや地域のコミュニティを維持することが重要だと考えます。そのため1か所に大規模な災害公営住宅を建設するのではなく、10戸程度の小規模な住宅を三、四か所に分散して建設する差し込み型、こういう方法は、住み慣れた地域に住民が戻りやすくなり、コミュニティの再生にもつながると考えます。

町として、地域の町並みを残す、例えばイメージ的にいうと、鶉川地区のようなどころでは、地域地域、町内町内が結構空いています。そういう再生にもつながる差し込み型の災害住宅の整備は可能か、お答えください。

#### **議長（金七祐太郎）**

鏡島建設水道課長。

#### **建設水道課長（鏡島敏雄）**

それでは、議員の質問にお答えします。

災害公営住宅の団地の戸数というのは、特に決まりがあるわけではありませんので、可能かどうかといえれば可能であります。

ただし建設に際しては、場所の選定には慎重に判断しなくてはなりませんし、土地の所有者の意向も確認しなければなりません。また今後、何十年にもわた

り管理をしていかなければなりませんので、今後も入居者が見込めるかということも大きな判断材料になると考えています。

このように、建設するには様々な検討課題がございます。どこかよい場所がありましたら情報提供のほうをお願いいたします。

**議長（金七祐太郎）**

4番 馬場議員。

**4番（馬場等）**

それと、もう一つだけちょっと質問したいんですけど、災害公営住宅がいつ建つのかということをよく質問いただくことがあります。そのため、災害公営住宅が建つまでの手順というんですか、用地とか、何年ぐらいかかるとか、そこら辺の手順を一度説明してほしいんですけど、よろしいですか。

**議長（金七祐太郎）**

鏡島建設水道課長。

**建設水道課長（鏡島敏雄）**

手順というのは、なかなかこれといったところは説明しにくいんですが。というのも団地の規模、それから場所等々によって手順は変わってきます。

例えば大きなところになりますと、開発許可とか県のほうに申請する手続等もあって時間がかかるケースもありますし、空いた公共用地があれば、すぐにも建設にかかれるような団地もあるかと思しますので、標準的にこれだけかかりますというのはなかなか提示しにくいというふうに思しますので、ご理解願います。

**議長（金七祐太郎）**

4番 馬場議員。

**4番（馬場等）**

よく聞かれるのは、例えばあと何年、2年、3年で建つのかという漠然としたことをよく聞かれますもんで、例えば敷地の確保というか場所が決まって、敷地を確保できて、次に設計とかやって、大体早くて3年とか、そういうふうな感じになるのかなとは思いますが、何せどこに造るかという、その地区との話合いというのが、地区の要望もありますけど、そこら辺が大事なかなと思います。

ありがとうございます。

それで全部終わりましたが、最後に少しだけお話しして私の質問を終えたいと思います。

今、能登町は非常に厳しい状況に直面していると思います。しかし、こうした困難なときこそ大きく変わるときでもあります。

行政は一度決めたことをなかなか覆そうとはしません。そんな中、能登高校の卒業式で、校長先生の式辞で引用されたダーウィンの言葉を紹介します。

最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのではない。唯一生き残るのは変化に適応できるものである。

これから能登町は、さらに多くの問題や課題に直面するでしょう。しかし、たとえ前例やマニュアルにない決断であったとしても、変化に対応した思い切った決断を下していくことが何より重要です。そして、その判断の基準は常に町民の幸福のためであるべきだと思います。

以上で私の一般質問は終わります。

#### 議長（金七祐太郎）

以上で、4番 馬場議員の一般質問を終わります。

### 休 憩

#### 議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。よろしくお願いたします。（午前11時45分）

### 再 開

#### 議長（金七祐太郎）

会議を再開いたします。（午後1時00分再開）

それでは次に、2番 吉田議員。

#### 2番（吉田義法）

それでは、通告のとおり7項目にわたり質問または提案をします。大きな質問に対して1つないし2つまでしか通告しておりませんので、質問事項1つないし2つまでしか通告していない質問事項がありますが、3回まで質問ができることになっておりますので、答弁の内容次第では2回、3回と質問を続けます。答えられる範囲で構いませんので、お答えください。

なお、私は今月投開票が行われる能登町長選挙に立候補するに当たり、議員としての2期6年5か月の間、毎定例会行ってきました一般質問は今回の25回目です。最後となります。

町長におかれましても出馬を表明されていますので、候補者同士の討論会と、私の全ての質問に町長自らお答えいただきますようお願いいたします。

最初に、円滑な公費解体に係る申請手続と解体撤去を行うための質問をします。

公費解体の申請時に必要となる同意書を全て取得できなかった場合の解決策として、宣誓書方式があります。申請手続を円滑に進めるために、当町においても積極的に進めたいと考えています。

なお、奥能登4市町の宣誓書方式での申請状況と、宣誓書方式に対する考え方についてお答えください。

#### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

#### 町長（大森凡世）

奥能登4市町においての被災家屋等の解体、撤去に係る同意書を全て取得できず、やむなく申請者の責任において発生をする事案を全て解決する宣誓書を申請書に添付し、受付、受理している市町は、確かにございます。

当町におきましては、申請者の皆様のご協力のおかげをもちまして、現在のところ必要な同意書を全て添付いただき、申請受理、受付し、公費解体を進めることができいております。

これからも同様に申請受付、受理し、解体を進めてまいりたいと思っておりますが、一方で、4月30日の申請締切りまでに全ての同意書を取得できない案件等につきましては、宣誓書等を添付するなどして対応を図らざるを得ない状況もあるかというふうに思っております。

ですから諦めることなく、とにかく4月30日までは相談するなり仮申請をしていただきたいと思います。そういった相談、仮申請があった案件につきましては、必ず寄り添ってまいりますので、ご理解をお願いします。

#### 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

#### 2番（吉田義法）

奥能登4市町の宣誓書方式の申請状況ということで伺っております。前回質

問したときには、その方式を取り入れているけれども、実際に受付をした案件はないというふうにおっしゃってありました。

では、今はどれだけ各市町でそういった申請がされているのか、申請状況をお伺いいたしました。次の質問の前にお答えいただきたいと思います。

能登町におきましては、それほど宣誓書を提出するまでの案件がないというふうにおっしゃってありましたけれども、いまだに同意書を集めることができない方はいらっしゃいます。また、手間暇がかかり過ぎて申請を諦めた方もおられます。ですから町に申請が少ない、そういった案件がないということだと私は考えております。

このことを踏まえて、しっかり対応していただきたいなと思います。

公費解体の請負契約締結は、町内業者もしくは県内業者などに限られていますか。もしそうであるなら、実績を見て県外や町外の業者にも広げるべきだと考えます。お答えください。

#### 議長（金七祐太郎）

小川住民課担当課長。

#### 住民課担当課長（小川勝則）

吉田議員の議員ご質問に私のほうからお答えさせていただきます。

いわゆる宣誓書方式を取り入れて行っている奥能登4市町の状況でございますが、ヒアリングを各市町に行って得た数字の情報は手元でございます。

ただ、その数字を今ここで公表すること自体が、各市町の申請者様等のもしかしたら影響を与えることにもなるかもしれないので、他の市町の数についての答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

2つ目に、当町のほうで、いわゆる申請書方式に対応せざるを得ないというふうに認識をしている案件は、今現在3件ございます。引き続き、申請者様と寄り添って、なるべく同意書をそろえていただいて申請をしていただき、公費解体が進むことができるようこれからも進めていきたいと、寄り添った格好で進めていきたいというふうに思っております。

続いて、2番目の大きな質問の答弁になりますが、おおむねの県内の市町は、公費解体業務における請負契約の締結を金沢市に住所を置く一般社団法人石川県構造物解体協会との間において委託契約を締結しております。

この協会は、石川県との間において災害時における建築物等の解体、撤去に関する協定を締結している協会でございます。当町においては、この協会に石川県を通じて要請し、現在、契約締結を行っております。この契約締結後、協会から指定のあった河北郡津幡町に住所を置く有限会社今村興業及び金沢市に

住所を置く有限会社大山商店が事業者として指名され、契約を締結しております。

議員ご質問の請負契約の事業者については、このような経緯で締結をされていますので、当町において実績に応じて町外、県外等の事業者様との間において契約をできるものではございません。

以上です。

## 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

### 2番（吉田義法）

実務的なことであつたので課長に答えていただきましたけれども、どなたが答えたとしても、町長の考えであるというふうに受け止めさせていただきます。

能登町では、宣誓書の方式は取り入れていませんけれども、ほかの3市町の状況というものをぜひ教えていただきたかったなというふうに思います。それで町民の皆様がどういうふうに考えられるのかなということであつたかなと思います。

公費解体を実際に行っている業者の多くは、元請業者ではなく下請業者がほとんどです。聞くところによりますと5次請や6次請などといったことも聞いたことがあります。これでは利益を出すのは厳しいように感じます。また、これで利益がもし十分に得られているとするならば、請負契約が実際にかかる経費より高額ということになると思います。しかし恐らくそういうことではなくて、下請業者の利益を出すことが厳しいのが実情じゃないかなというふうに考えます。

また、解体で出た金属類は町のもので、所定の場所に運び込むことになっておりますが、中には横流しをする業者がいると聞きます。これは5次請や6次請の弊害であり、町の損失につながっていると考えます。

この請負契約につきましては県主導であつて、町に主導権はないということでもありますけれども、こういった弊害がありますことを町のほうから県のほうに訴えていただきたいなというふうに思います。

公費解体で部分解体をする際、残す建物と解体する建物の縁切り費用は所有者負担ではなく解体費に含めるべきだと考えます。それについてお答えをください。

## 議長（金七祐太郎）

小川住民課担当課長。

## 住民課担当課長（小川勝則）

議員のご質問に対して、私のほうから答弁をさせていただきます。

残す建物と解体する建物の切り離しに係る案件でございますが、この件につきましては、環境省が交付しているマニュアルに示されているものでございます。このマニュアルでは、接続部分の切り離しは所有者が実施というふうになっております。よって、当町といたしましても、このマニュアルに従い、所有者様のほうにおいて実施をしていただいております。

そして、その切り離しにかかる費用の負担でございますが、これについては当町としても環境省と協議をいたしました結果、所有者様の負担において実施するというところで現在に至っております。

以上です。

## 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

### 2番（吉田義法）

これについても宣誓書の件と同様に、費用がかかることから諦めてしまう方が多いように思います。実際にそういう方を知っております。

縁切りについて、ほかの町では柔軟に対応している自治体があると聞いたことがあります。能登町でもできるのではないのでしょうか。柔軟に対応すべきだと考えます。

次の質問に移ります。

災害公営住宅の建設について質問と提案を行います。

仮設住宅に入居されている世帯等にアンケート調査が行われ、公営住宅の入居希望調査や建設地の希望調査が行われ、調査結果が示されております。

しかし意向に変化が生じる場合があるため、再度調査を行う予定であると説明を受けております。その際は、仮設住宅の入居者等への意向調査の内容は、町の考えに固執せず、選択枠を広く取り、対象者の本意を把握するものでなければならないと考えます。

建設場所などは、公民館地区のほかに集落も希望できるように配慮すべきだと考えます。なお、希望する地区にできる限り建設すべきだと考えます。これについて答弁をお願いいたします。

## 議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

### 建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、議員の質問にお答えいたします。

昨年行った住まいに関するアンケートは、仮設住宅やみなし仮設住宅に入居されている方を対象に、災害公営住宅に関する質問をはじめ、今後の住まいの考え方などを質問しまして、どこにどれだけの災害公営住宅を建設すればよいかという推計をするために活用いたしました。

現在、建設候補地の選定に入っておりますが、決して公民館単位で1団地とか固執はしておりませんし、馬場議員の答弁にもありましたとおり、様々な検討が必要となってまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

### 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

### 2番（吉田義法）

建設予定地は公民館単位に限らず、固執しないという回答でありましたので、安心いたしました。対象者の皆さんにおかれましては、皆さんが思うようにアンケートに答えていただきたいなというふうに思います。

災害公営住宅の入居を希望する多くの方は高齢者であることが予想できます。このため、中心拠点や地域拠点での建設は食料品や生活用品などを歩いて買物ができるように中心地に近い場所が望ましく、自力再建を望む世帯向けの分譲地も含めた団地を建設すべきだと考えます。特に字松波、字柳田には中心地に広い土地が残っているので、可能だと考えます。答弁を求めます。

### 議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

### 建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、議員の質問にお答えします。

災害公営住宅の建設候補地につきましては、できるだけ市街地に近く、生活のしやすいところを中心に選定作業に入っております。ただ、市街地の近くは、公共用地の空きもなく、民有地においてもまとまった用地というのがなかなか見つからず、選定に苦慮しているところであります。

また、自力再建を望む世帯向けの宅地分譲についてですが、検討していないわけではございませんが、先ほども申したとおり市街地周辺となりますと用地選定に苦慮しているところで、さらに分譲候補地となりますと難しいのが現状

であります。

どこかよいところがありましたら情報提供をお願いいたします。

### 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

### 2番（吉田義法）

災害公営住宅をつくる際、団地等もあるかなと思いますけれども、これは新しいまちづくりの一つでありますから、妥協しないでいただきたいんですね。これは能登町に大切なことであります。

災害公営住宅のタイプには戸建て風があります。災害公営住宅は払下げが可能で、その場合は戸建て風が有効であり、希望する世帯があれば建設すべきだと考えます。このことは再三町に提案してきましたが、そのたびに予定がないとの回答でありました。

再度提案いたします。私は、戸建て風の災害公営住宅を建設し、払下げを積極的に行うべきだと考えます。町長の答弁を求めます。

### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

### 町長（大森凡世）

災害公営住宅に限らず公営住宅というのは、制度上、払下げということが可能であります。

災害公営住宅を払い下げるためには、建設した災害公営住宅の耐用年数の4分の1の期間を経過した物件で、建物の鑑定を行った結果、その相当額において、ほかにも様々な要件がございますが、払下げは可能であります。

例えば木造でいいますと、耐用年数が30年であります。4分の1の7年半経過した後に鑑定を行いまして、相当額で払い下げることができます。

ただ、年数経過がしているとはいえ、払下げの金額というのは、やはり町で建てた物件でありますと相当な額になるんじゃないかなというふうに予想されます。

また、払下げ物件の戸建て風を建てるとなると、やはり1戸ずつというわけにはいかないと思うんですね。ある程度、戸数を5戸なり6戸なりまとめた形で建設をするのが公営住宅として望ましいのではないかというふうに考えております。

ですので、そういういい土地、市街地に近い土地が確保できれば、考えはゼ

口ではありませんので、よろしく願いいたします。

### 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

### 2番（吉田義法）

払下げも考えがゼロではないということでありましたけれども、顔を拝見しておりますと、かなりゼロに近いんじゃないかなというふうに思いました。しっかり町民のことを考えて、それも選択の一つとして考えていただきたいなというふうに思います。

3つ目の質問に移ります。

住宅再建、復旧支援について提案をします。

物価が上昇していることから、被災者生活再建支援制度で支給される加算支援金及び能登町住宅復旧支援金の上積みが必要だと考えます。

また、能登町住宅復旧支援事業の申請対象を業者が自分の自宅で復旧工事を行った場合も認めるべきだと考えます。

答弁を求めます。

### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

### 町長（大森凡世）

今回の地震における被災者生活再建支援制度の加算支援金につきましては、現在、国の被災者生活再建支援制度に加えまして、制度対象外の半壊の世帯においても石川県と町の負担で加算支援金として最大100万円の支給を行っているところでございます。

また、奥能登豪雨災害においては国の制度が対象外であったことから、半壊以上の世帯に石川県と町の負担で能登半島地震と同様の支援として最大200万円の支給を行っているところでございます。

2月末現在においては、能登半島地震で93世帯、奥能登豪雨で1世帯の申請を受け付けております。

町の住宅復旧支援補助金は、半壊、準半壊、一部損壊の被害を受けた住宅修理を支援するもので、町で制度化をしました。2月末現在で今現在、準半壊で198世帯、一部損壊で443世帯の方から申請を受け付けております。

また、地震を機に住宅の取得等に対しまして最大300万円を補助する定住住宅助成金の見直しを図っており、補助率の上限の撤廃のほか、基本率、定住

者加算率などの上乘せを行いまして、現在支援の拡充を図ったところでありませぬ。

住まいの再建というところにつきましては、物価上昇に伴う建築単価の上昇など非常に厳しい状況であるということは皆さん全員が認識をしておりますが、先ほどの馬場議員の答弁でもありましたけれども、今後の県の基金の支援策というところがあれば、またすぐ事業化を行いたいなというふうに思っております。

また、町の住宅復旧支援事業において、業者が自分の自宅を復旧した場合の申請につきましては、修繕した業者と修繕された個人が別名義であれば自宅の修理であっても対象としておりますので、ご理解を願います。

なお、個人でのDIY、いわゆる日曜大工につきましては対象外となっております。

以上であります。

## 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

## 2番（吉田義法）

町からも物価が上昇しているということで上乘せを県、国に要望しておるといふことでもあります。引き続き要望し続けていただきたいなというふうに思っています。

あと、業者が自分の家を直したときにはこの対象外ということでありましたけれども、ただ会社名と個人名義が違っていれば可能だということでもあります。

ただ、私が日曜大工するようなことじゃなくて、本当に大工さんがやるようなことは認めていただきたいなと。それが職業ですから。本当のDIYというようなことではないというふうに思います。しっかり中身が整っていれば認めるべきだというふうに思います。

戸建て風の災害公営住宅の建設及び払下げや住宅再建復旧支援の拡充は、持ち家を持ってもらうことや、持ち家として維持してもらうこととなり、このことが人口減少の抑止につながる一つの政策だと考えております。さきの震災で公営住宅の払下げがうまく進まなかったことは知っておりますが、やり方を工夫すれば絶対に有効な政策になると考えます。

また、戸建て風の災害公営住宅は、町の中心部だけではなく漁村部や農村部に建設しても、そういう地区を好む移住希望者がいるので、先に住まわれた方が出た後も需要があると考えます。

次の質問に移ります。

なりわい再建支援について質問します。

なりわい再建支援を1次産業並みの9割補助とするべきだと考えます。

また、申請内容については分かりやすく整理し、なおかつ事業主に必要な支援をアドバイスできる窓口の充実が必要だと考えます。申請手続も簡素化すべきだと考えます。

答弁を求めます。

### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

### 町長（大森凡世）

国の制度に基づきまして石川県が受付をしているなりわい再建支援補助金につきましては、補助率は現在4分の3、75%です。これまでの町の実績においては、町上乗せ分を合わせますと8割から8割強の補助率となっております。

しかし、町の上乗せの補助の上限というのは現在100万円を上限としておるところであります。今後、6億も7億もかかるなりわい再建を使った復旧をされる大きな事業者さんが出てくるというふうに予想されますが、上乗せ補助額に関しましては十分じゃないというふうなことになってきますけれども、それだけの額の補助申請が出た場合に9割までといたしますと、それでも億近い金に町の上乗せがなくなってしまうということでもあります。国、県から新たな事業や財源が提示されれば、支援の拡充を素早く協議をしまいたいというふうに考えております。

次に、窓口の充実ということですが、なりわい再建補助金につきましては、能登空港に併設をされております県の奥能登総合事務所と県庁の1階に窓口が設置されております。オンライン相談にも対応しているほか、毎週火曜日に商工会にて県の職員さんによる窓口相談が設置されておりますし、町のふるさと振興課においてお問合せのあった方に対しまして適切な窓口をご案内しております。

今後とも相談者に寄り添った対応を心がけてまいります。

もともとこれも申請手続の簡素化ということで、国に対して機会があることに簡素化というのを要望してきました。今でもしております。一部は実現しているところではありますが、引き続き事業者に寄り添った支援をしっかりと国に対して要望をしまいたいというふうに思っております。

以上であります。

### 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

## 2番（吉田義法）

先ほどから私が質問しているのは、町で決まったことだけじゃないことも含めて申し上げております。30年前の町であつたら、これは町でどうしてもできないことだからというような感じで、それで終わったかもしれないけれども、今はそういうことではいけないなというふうに思います。

そこで困った町民が直接県や国に問い合わせる、そんなことはできません。国や県で決められたことであっても、町の皆さんはそこに疑問を持って、不都合な点があつたらどんどん改善をしていただくように交渉していただきたいなというふうに思います。

住宅再建支援、なりわい再建支援についても、物価が高騰しておりますので、町でその上乗せ分をカバーするというのは難しいということは分かっております。まずは上積みをも国、県に求めていただきたいなと考えます。

5つ目の質問に移ります。

子育て環境の充実を図るための提案をします。

子育て世帯の負担軽減を目的に、保育料の完全無償化と健全な心身の発達を自主、自立、協調性を養うことを目的に、利用できる保護者の制限はせず、全ての子供を受け入れるべきだと考えます。町の答弁を求めます。

## 議長（金七祐太郎）

大森町長。

## 町長（大森凡世）

保育料の無償化について聞かれましたか。

保育料の完全無償化ということにつきましては、令和5年の12月議会においても答弁をさせていただきましたが、子育ての環境整備の政策として、子育て支援の充実を図る施策の一つではあるとは思っております。

ご家庭内で保育を行う方との均衡を図る上においても、一定の保育料を保護者様に負担していただくこととしているところでございます。

また、全ての子供の受入れをということでございますが、現状といたしましては、入園待ちの待機状態も生じておりませんし、保育給付認定の基準に合致すれば入園が可能となっております。

現在、こども園に通っていないお子さんは、ご自分で子育てをしたいという方、そして子育てのため職場から育児休暇を取得されている方みとの認識でございます。そういった方々に対しましても、保護者の緊急サポートとして、

通院や、また冠婚葬祭などで利用できる一時預かり保育制度などで受入れ対応を行っておるというのが現状でございます。

以上です。

### 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

### 2番（吉田義法）

今現在、待機児童がないので、そういった方も範囲内で保育は可能ということであります。お困りの方がおいでましたら問い合わせさせていただきたいなというふうに思います。

子育て世帯の負担軽減を目的に、これについても学校給食の完全無償化と地元産食材の消費拡大を目的に、積極的な地元産食材の利用促進を図るべきだと考えます。町の見解をお聞かせください。

### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

### 町長（大森凡世）

学校給食についてでございますけれども、当町において、物価高騰に対する保護者の軽減を図ることを目的といたしまして、令和5年度から全児童生徒に学校給食費の約3割を助成をしているところでございます。

保護者負担につきましては、恒久的に支援できるよう協議を重ねて、これまでの3割助成に加えまして、多子世帯への子育てに対する経済的負担を軽減するため、来年度、令和7年度より小中学校に在籍をいたしております2人目以降の給食費を全額補助する予定といたしております。

報道にもありましたとおり、国は令和8年度からの小学校給食費の無償化について、5月中旬をめどに制度設計をまとめるという方針を示しております。このような動向を見据え、段階的に対応を見極めたいと考えております。

また、地元食材の使用につきましては、子供たちが地域の食文化、産業、自然環境などの理解を深め、生産者の方や食べ物、そして命への感謝の気持ちを育むきっかけになるというふうに考えておまして、町の食育推進計画の項目の一つとして取り組んでいるところでございます。

引き続き、農協等々関係事業者の皆様との連携によりまして、地場産物や地元特産品を給食に導入いたしまして、利用の拡大と定着を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（金七祐太郎）**

2番 吉田議員。

**2番（吉田義法）**

令和8年度から国が給食の完全無償化を考えていきたいということであり、町は、それまで自分のお金を使わずに、やり過ごすというような感じかなと思います。

それでは、子育て世帯に対しての特化したところを見せることができおりません。それでは手遅れになってしまいます。どこもやってしまってから能登町が後からついていくということになります。できることならすぐ保育料の完全無償化、そして給食費の完全無償化というものに取り組んでいただきたいなと思います。

子供の体力向上と創造性を育むことを目的に、天候に左右されず利用できる屋内の遊び場が必要だと考えます。柳田植物公園のほうで整備されるようですが、それについて町の見解をお聞かせください。

**議長（金七祐太郎）**

眞智教育長。

**教育長（眞智富子）**

それでは、私から吉田議員のご質問に答弁させていただきます。

先ほど議員もおっしゃいましたが、屋内の遊び場の整備につきましては、さきの小浦議員への答弁でご説明させていただきましたので、私のほうからは、体力向上の場として屋内施設の状況をお話しさせていただきます。

体力向上の場として、町の体育館の状況ですが、震災の影響により能都、柳田及び内浦体育館は利用できなくなりました。

これに代わるものとして、現在は能都第2体育館、柳田小学校体育館、小木中学校体育館を毎週日、月、水、金曜日に個人向け一般開放を実施しております。管理人を配置しておりますので、個人でも気軽に体育館を利用いただくことができ、子供たちにとっての安全な運動の場が提供できていると考えております。

また、町のスポーツ少年団も、震災当初は活動場所が限られておりましたが、現在は学校施設や利用できる体育施設などを利用し、全ての単位団が活動を継続できています。

今後、新しい松波小学校の建設が進みますが、完成した際には、学校の教育活動に支障のない範囲で体育館を一般開放する予定としております。

今後も体力向上の場を確保しつつ、子供たちの健やかな成長を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

## 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

## 2番（吉田義法）

体育館を開放していただいていることは大変ありがたいなというふうに思います。ただ、小学生でいうと、中学年から高学年の子供たちはそこでも十分遊べるんじゃないかなと思いますが、もう少し小さいお子さんだと、体育館だけでは少し遊び場としては物足りないんじゃないかなというふうに思います。

それで、柳田植物公園で屋内の子供の遊び場を整備するという計画なんだなというふうに思いますが、それは必要だと考えます。

しかし、そこへは誰一人、子供だけで遊びに行くことはできないんじゃないかなと、そういうふうに思います。せめて人口が多い宇出津地区にそうした屋内の遊び場というものが整備されることが必要なんじゃないかなと思います。

なお、今の子供たちは、先輩から遊びをずっと引き継ぎ教えられていたような私たちの時代と違いますので、そういう施設だけがあっても難しいなというふうに思います。安全性を考慮し、指導者を配置することが望ましい。そして、単に決まった遊び方を指導するのではなくて、子供の興味や関心、好奇心を喚起し、遊びの可能性を広げる専門的指導者が必要だと考えます。

次の質問に移ります。

地域公共交通について質問します。

今後さらに高齢化が進み、交通弱者が増えることが予想できます。現在、町内では路線バスのほか、予約制乗合タクシーや、一部仮設住宅におきましてコミュニティカーシェアリングが導入されております。今後の町の対策についてお答えください。

## 議長（金七祐太郎）

大森町長。

## 町長（大森凡世）

町の高齢化率、国勢調査において50.4%。昨年の震災以降、この率が上昇

傾向にあります。路線バスの運行本数の減便などで、車を運転することができない方には不便な状況になっているというふうに認識をしております。

北鉄奥能登バスは、3月15日から各路線を増便をいたしますが、全国的な運転手不足もありまして、現段階では元の便数に戻すことは困難であるというふうに伺っております。

こうした中、議員もおっしゃられましたが、新しい取組として、住民が主体となったカーシェアリング団体の設立も始まっており、これは地域や応急仮設住宅などで車を共有し、買物や通院などの移動のニーズに応えるものでありまして、町ではこうした団体のシェアリングの運営に係る費用に対して補助を行っております。

そういったニーズがあれば、ぜひ復興推進課にご相談をください。

また、予約制乗合タクシーでは年々利用者が増えております。昨年に引き続き、今年度も過去最多の利用数となる見込みでありまして、多くの方に利用していただいております。自宅がバス停から遠い地域に住まわれる方には特に必要なサービスであると考えておりまして、今後も利用者の声を聞きながら利便性の向上に努めてまいります。

復興計画においても、持続可能な地域公共交通の検討という方向性の一つとして掲げておりまして、震災により変化した利用者のニーズや、そして町の復旧・復興に合わせた見直しを行っていくとともに、事業者、関係機関、町民、町が一体となった利用促進の取組を進めるべく、持続可能な公共交通体系を充実をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

## 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

## 2番（吉田義法）

予約制の乗合タクシーというものは、山間部とか公共交通が走っていないようなところでは有効かなというふうには確かに思います。

近隣の市町のほうでは、循環バス等を走らせております。当町におきましても試験的に運行してみることが必要なんじゃないかなと思います。週に一度、地区を変えて、曜日ごとに地区を変えて循環させてみるというのも方法かなというふうに思います。

一度やってみて、成果がなかった場合はまた考えればいいし、成果がもしあったら本格的に導入するべきだというふうに考えます。何しろ試験的にやってみることが大事なんじゃないかなと思います。

最後の質問です。

町長、副町長の就任から、これまでの自己評価について問います。

副町長は文字どおり町のナンバーツアのポジションであり、町長を補佐し、行政運営を円滑に行うまとめ役です。

管理職に対し、時には叱咤激励を行い、そして時には町長に進言することも必要です。常に町長の陰となり、嫌われ役に徹することも必要で、重要な役職であると考えます。

就任し約3年、ご自分をどう評価しますか。

なお、令和4年6月定例会の私の一般質問に対し、不定期だが自ら内浦、柳田各総合支所に出向き、町民の声に耳を傾け、接点を持つと答弁されました。これについては通告しておりませんが、ご自分のことですから、お答えいただけるものと思います。どのくらいの頻度で実行されたのか、お答えください。

#### 議長（金七祐太郎）

田代副町長。

#### 副町長（田代信夫）

副町長の自己評価を問われましたが、現在任期途中でもありますので、自己評価は意識しておりませんでした。自分を評価するというのは、なかなか難しいことでもあります。あくまでも第三者に評価されるのかなというふうに思っています。

この質問を受けて、とっさに思ったのは、議員が任期中、期間中、あるいは任期ごとに自己の評価をされていたのかなというふうなことを思いました。

それでは、3年前、吉田議員から副町長就任時の抱負と所信についての質問に対しまして、そのときに答弁したと併せてお答えをしたいというふうに思っております。

私が副町長に就任して3年が経過しようとしています、改めて職責の重さに身の引き締まる思いをしております。

また、副町長の兼務している役職ではありますが、役場庁舎内で17組織あります。能登町内で20組織、町外では9組織、合計で46の組織の兼務役職に就いていまして、幅広く様々な会議にも出席をしております。

就任からこれまでと変わらず副町長の役割をしっかりと果たし、町長が進める主要施策や重点課題に取組を補佐しまして、様々な事業の取組を推進してまいりました。

その一つが行政のDXの推進と申し上げたことがあります。令和4年度に町

のDXの推進計画を策定しまして、その計画に基づいて、マイナンバーカードの普及促進やコンビニの交付、そして町公式LINEの構築、またホームページも間もなくでありますがいよいよリニューアルいたします。今後も町民の利便性の向上と業務の効率化、円滑化を図り、利用者に優しい行政サービスを実現させたいというふうに思っております。

そして、管理職も含んだ職員に関しましては、なかなか一つの部署で収束できない案件も多様性の昨今多くありますので、各部署を横断する案件などの調整と協議を率先して指揮を執りながら、それぞれの課題解決に向けて取り組んでまいりました。

特に能登半島地震以来、各部署での喫緊の課題や中長期的な課題について協議し、様々な提案もしてまいりました。職員も被災している中で、町民のためにでき得る対応をし続けた1年であったと思っております。

今後とも初心を忘れずに、町民の皆様が健やかに安心して暮らせるよう、これまで同様に災害からの復旧・復興に向けて、議会と両輪となって力を合わせて前に進んでいきたいと思っております。

質問の通告になかった柳田総合支所と、それから内浦総合支所に、不定期でありますが出向いて町民とお話をしたいというふうなことを申し上げました。先ほど申しましたように、副町長の兼務役職が46組織あります。1年間で70を超える会議があり、それに出席もしております。

冒頭に質問されましたように、なかなか支所に出向くことは日程のスケジュール上、難しいことがありました。ただ、4年、5年には数回にわたって総合支所のほうに出向いてお話をしております。

そのときに出向いたときに、町民の方々と話す機会もありましたので幾つか申し上げますと、柳田総合支所では、女性の方に、ちょうど令和4年度にデマンドタクシーが片道一律で700円になって本当によかったわということを柳田の方からお聞きしました。

また、県営の圃場整備というのは柳田にとっては必要だという力強いお話もされましたし、また、ちょうど固定資産税の納付時期でありました。そこに柳田のおじいちゃんが来られて話をしましたら、固定資産税の納税に来たと。納税は国民の義務だと笑いながら私にそういうふうに語りかけていただきました。

また、内浦総合支所での思いというのは、なかなか受付に来られた方は真剣に申請をされておりますので、なかなか声がかげにくい。そういったことで総合支所の近くの周辺の事業者さんのほうに出向きましてお話をさせていただいたことがあります。そのときに申されましたのは、内浦海岸線の観光、その観光誘客を何とか多くの方に来てもらいたい。それは内浦、能登町だけでなく、奥能登の広域的な観光誘客に取り組んでももらいたい。そういうふうな言葉もい

いただきました。

それからその後には、ちょうどマイナンバーカードの申請を促進するときでもありました。そのときもいろいろな事業者、森林組合さんとか、それから内浦では内浦農協にも出向きましてマイナンバーカード促進のお願いをした。そのときには職員は全て申請済みだということでありましたので、ぜひ組合員にも周知をお願いしたいという依頼もしてきました。

そういうふうな中で、総合支所に出向いていろいろな方々、機会は少なかったですけども、いろいろな方々の声を聞かれたのは、行ってよかったかなというふうに思っております。

以上です。

## 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

### 2番（吉田義法）

総合支所に出向くと言われたのは、副町長の方針であったため、どの程度行かれたのかお伺いしたままで、こちらから要望したことではありません。自分で言われたことですから、どれぐらいのことをやられたのかなと確認をさせていただきました。

副町長は忙しいご身分でありますから、なかなか足を運べなかったんじゃないかなというふうに、それは理解しておりますけれども、思ったより出向いていなかったなというふうに感じました。

それと自己評価につきましては、これは職員の皆さんにも自己評価というのはしてもらっているんじゃないんですかね。そういうのはないですかね。ありますよね。

当然自分の評価というのは、するのは難しいかなというふうに思います。職員の皆さんも自己評価というものをしてもらっております。その上で、副町長にもどうですかというような質問をさせていただきました。

そのことについて、あまり面白くなかったのか、言い返すような形で、議員も自己評価しているのかというような話でありましたけれども、そういう答弁は必要ないと思います。

もちろん議員は4年に一度の審判を町民の皆さんから受けますけれども、それだけじゃありません。1年1年、そして1会期1会期ずつ反省をし、次に生かしております。

副町長、町長、そして職員の皆さんだけではありません。議員自らしっかりと自己評価をしておるといふふうに認識をしております。

続きまして、町長は選挙により町民から選ばれた町の代表として、町民の信託に応えること、また公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

就任から約4年間を振り返り、ご自分をどう評価しますか。お答えください。

### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

### 町長（大森凡世）

私も自己の評価は難しいと思いますし、町民の皆様に評価されるものというふうに思っております。

令和3年4月の就任以来、新型コロナウイルス対策をはじめ、雪害、それから水道の破裂という災害もありましたけれども、統合保育所の建設事業やGIGAスクール推進、そして定住住宅助成金の創設、白丸公民館の再整備、消防の松波分団詰所の整備、それから学校給食の助成や、ひまわりカードによるキャッシュレス決済の推進など、町全体の発展のために、これまでの継続事業の見直しや拡充、また新規事業に誠実に、そして真摯に取り組んでまいりました。

能登半島地震、9月の奥能登豪雨の発災後は、国、県との連携を密にしながら必要な要望を繰り返し行うなど最善を尽くしてまいりました。災害対応については、様々なご意見があるかというふうに思いますけれども、できることは全部やるとの思いで、私としてはそのときにできる最善を尽くしてきたものと思っております。

これからも私の所信である町民の声に耳を傾け、元気で笑顔あふれる町にしていく。そして、みんなの思いというのを行政に少しでも反映されるよう粉骨砕身の思いで誠実に、そして公平に町政運営にこの身をささげていき、今後もその覚悟であります。どうぞご理解とご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

### 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

### 2番（吉田義法）

これで全ての質問を終えました。少し私の考えを述べさせていただき、終わりたいと思います。

一般質問は、町の一般事務に対して、その執行の状況、または将来の方針、政策的提言や行政への批判などを執行者、いわゆる町長に直接質問することにあります。できていることを褒めるものではないため、一般質問は皆さんにと

って厳しいものであると考えます。

私は議員として、これまで是々非々で臨んでまいりました。一般質問についても毎行行ってきましたし、執行部にとって厳しい質問もあったと思います。

そのためか、私のような議員は反町長派と呼ばれてきました。ですが、私は議員としての役割や責務を果たすことに専念したままで、反町長派でも町長派でもございません。

しかし、町長はそのようには思っていなかったのでしょうか。就任当初から反町長派と呼ばれる議員に対しての受け答えは、体を横に向け、眉間にしわを寄せ、しきりに首をかしげ、時には小馬鹿にしたような笑いも浮かべられておりました。答弁については、思いやりに欠けるが多かったように感じます。

町民の代表として、町民の皆さんの声を基に質問や提言を行う議員に対し、無礼な態度を取ることは、町民の皆様に対し失礼な態度を取っているのと同じです。公正かつ誠実でなければならない町長としては、資質に欠けると言われてもおかしくないと考えます。

副町長には、そのような態度を取る町長に対し、態度を改めるよう助言していただきましたかったです。

最後に、私の議員生活も残り1週間となりました。執行部の皆さん、そして議会事務局の皆さんには大変お世話になりました。本当にありがとうございました。皆さんにおかれましては、今後もしっかり責務を遂行し、引き続き町民の皆さんのことを第一に考え、復旧・復興に努めていただくことをお願いいたします。

議員の皆様にも大変お世話になりました。本当にありがとうございました。心残りは、議員定数の削減を成し遂げられなかったことでもあります。これは議員がやろうと思えばすぐにできることでもあります。皆さんの任期はまだ残り1年7か月あります。このことを皆さんに託します。どうぞよろしく願いいたします。

以上のことを申し上げまして、最後の一般質問を終わります。

#### **町長（大森凡世）**

議長、吉田さんのご提言に対して聞きたいことがあるので、よろしいですか。

#### **議長（金七祐太郎）**

反問権と捉えてよろしいですか。一応、質問されるんですよ。

吉田議員、よろしいですか。

大森町長。

## 町長（大森凡世）

最後に、私に対する町長としての資質を申されました。

吉田議員の取った行動と言葉を2つほどちょっと言わせていただきまして、どう思っているのかお伺いしたい。

6月議会における全員協議会の場において、大屋根広場の完成式を行いたいということで説明をしました。

そのときに吉田議員は、今こんな時期に完成式なんかするべきではないと提言をされました。いざ完成式になると、吉田議員はご出席をされておられました。これはどうなのかなと。

もう一つ、10月に復興基金関係の関連の予算の議会のときに、それも全員協議会の場で、白丸郵便局を震災遺構として保存したいという旨、整備費の予算をつけるための説明を行いました。

そのときに吉田議員は、そのような奇跡の一本松のような無駄なお金は必要ない、無駄だと言いました。私はこれには非常に驚きましたし、落胆をしました。町民を代表する議員が、そのような一般的な社会常識があれば、そういう言葉は絶対に出てこないはずです。

そのことに対して少しお話を伺えればというふうに思います。

## 議長（金七祐太郎）

答弁できますか。吉田議員。

## 2番（吉田義法）

私の質問に対する関係のないことも、どんどんどんどん反問権で町長は質問できるのでしょいか。

## 議長（金七祐太郎）

今は大森町長に、最後に人権を否定するような発言がありましたよね。それに対して反問権で質問したかと私は思っております。

## 2番（吉田義法）

人権は質問しておりません。議長は何を見ているんですか。中立な立場にしてください。

大屋根広場の式典については、今やるべきじゃない、大きい催しはやるべきじゃないということは申し上げました、確かに。そう言っていたのに何で出席しとるんやという町長の質問ですけれども、当然ですよ。案内が来ておりますので当然出席する必要があります。私は議員ですから。それを欠席するのは

おかしいと思います。

それとあと、一本松ですね。奇跡の一本松。よその自治体のものを例えて申し上げて、東北の皆さんに不快な思いをさせてしまっていたのならば、これは私の誤りでありました。そのことは申し訳なく思います。

ただ、当町においてそういったものは必要ないんじゃないかなということのを改めて申し上げます。

#### 議長（金七祐太郎）

以上で、2番 吉田議員の一般質問を終わります。

### 休 憩

#### 議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。細かいですが午後2時25分から始めたいと思います。よろしくをお願いします。（午後2時14分）

### 再 開

#### 議長（金七祐太郎）

会議を再開いたします。（午後2時25分再開）

次に、13番 志幸議員。

#### 13番（志幸松栄）

一般質問が許されましたので、この席上に立たせてもらいました。

今日は3点の質問をしたいと思います。

初めに1点目の問題で、私、初めて、よく議員の方々、パネルを作って表示しますが、今回は1点目の質問の趣旨に沿ってのパネルをひとつ皆さんにお見せしたいと思いますが、パネルがあまりうまくありませんので理解していただきたいと思います（パネル提示）。

これは、私の目の前に落としていった解体業者さんが、大森町長の家の裏です。県道の前、道路の前に落としていくので、また私の目の前に落とすんですよ。不思議なぐらいでしょう。そういうことでこれを質問させていただきます。

それから、今この問題について、皆さん復興復興ということで、これも利用しながら、この質問の中にこういうものが出来上がったということで、これは町民の方々並びにここにおられる執行部の課長さん並びに全員の職員の方々と協議してつくった復興計画だと思います。

そうですね、町長。

これに従っていけば完璧にいい方向に行くという本ですね。町民の方も理解しておられます。

それで3点、これはここにしましまして、よろしいですか。

それでは皆さん、今日は3月11日です。正直言って3点の天災があります。1というものは好きな皆さん数字だと思ふんですけれども、1という数字には私たち天災、1月1日、昨年。それから3月11日。それから、これは人災であるか天災であるか分かりません。外国の中で9月11日というビル破壊。あれはすごく、何か皆さん1、一番好きな数字なんですね。日本人は1とか8とか5とか。

その問題について、皆さん正直言って、これから14時何分でしたか、議長。それまでの調整しながら質問しますので。

#### 議長（金七祐太郎）

46分です。

#### 13番（志幸松栄）

46分に皆さんで黙禱するということで、そのとき大体見ながら質問していきたいなと思っております。

そういうことで、皆さん今、復興計画もできました。これからは、復旧・復興のできるまちづくりでございます。全員、車でいえばアクセルがこれから踏み出そうとしております。そのアクセルも踏めば、これは町民の方々、皆さん議員の方々、皆さん執行部の方々がみんな輪になれば、アクセルが、スピードが出ます。

それから、この中で5項目あります。安心したまちづくり、これからの未来づくりという5項目、この本の中にあります。これも皆さん町民の方も理解できると思います。

そういうもので、みんな全員力を合わせて復旧・復興に全力を尽くしたいと思っております。

その中で3点、1点1点、議長、よろしく申し上げます。

1点目の趣旨説明を行いたいと思っております。

1点目は、災害関連業者の車両運転の注意喚起についてお願いしたい。

それから、こればかりじゃありません。災害復旧や解体のために業者やボランティアの方が町など多数の方々が入っております。多数って結構、500人以上の方々がこの能登町に仕事、出稼ぎ並びにボランティアで入ってきておられます。

しかしながら、その方々が正直言って、この町を高齢化率が高い町だと思って理解しておられるのでしょうか。それとも入ってこられている人は、皆さん、出稼ぎに来ておられる方々です。その出稼ぎの方々は、私たち高齢化の町を理解してやっておられるかなと思って。

先ほどパネルに出しました、そういう荒い運転。それと私も当年とって76歳、後期高齢者になったら、町の中は制限時速で車を動かしております。そういう町の中、護岸道路なんかは特に制限時速で走っていると、何で新港へ行く解体業者が何で私を追い越すんだろうという、私だけじゃなくして、そういう声がちらほら聞きます。

そういうものもやはり、町長の指導力、副町長の指導力、また小川君の解体の業者さんにまた注意じゃなく、私たち町の人たちはこうなんですよと教えてあげていただきたいと思います。

私も四十数歳まで20年ばかり北海道のほうへ出稼ぎ、漁師として出稼ぎをしておりました。そのときには、正直言って、地元の漁業者の方々の言うことを聞いて仕事してきたわけでございます。だから地元の人とは、ずっと何十年たっても友達もおります。現在も。

そういうことで、その解体業者の方も地元の間人だと思って仕事をしていただきたいと思うようなわけでございます。

そうすれば、この解体の仕事が終わっても、事故のないまちづくり、それから犯罪のないまちづくりでいくと思いますので、よろしくお願いします。

そういうことで、重大な事故が起きる前に、皆さんそういう人らと意気投合して、言葉をかけ合ったりしてやっていってほしいなと思います。

1点目の答えをいただきたいと思います。

## 議長（金七祐太郎）

小川住民課担当課長。

## 住民課担当課長（小川勝則）

それでは、志幸議員のご質問に私のほうから答弁をさせていただきます。

志幸議員におかれましては、長きにわたり議員生活をしている中で、初めて作られたパネルを皆さんに示していただき、さらに目の前に転がってきた廃棄物と思われる写真を出していただき、我々とすれば、より一層安心・安全に努め、作業がより安心に、安全に進むことができるよう、さらに気が引き締まる思いでございます。

議員ご指摘のとおり、路上での廃棄物であろうと思われる落下物については、我々としても認知をしております。さらに運転や美化についても認知をしてい

るところでございます。

災害廃棄物については、当町と請負業者との締結をしている業者間においては、議員ご指摘の案件を含めて、認知したものは全て、常に注意や指導、対応を行っているところでございます。

具体的には、路上に落下したと思われる廃棄物を発見したときや、地域の方からの苦情があった場合などにおいては、速やかに請負者のほうに連絡を入れ、回収指示や指導を行うとともに、請負者との間において開催している定例会において、定期的に落下物のことについてや安全運転、環境美化について努めるよう指示や指導を行っているところでございます。

また、町の職員が不定期ではございますが管内のパトロールを行いまして、場合によってはパトロールの結果、回収にすぐに出向くというような対応も行っております。

改めまして、議員ご指摘のとおり、大きな事故が起こる前に注意喚起などを実施して、さらにより安心・安全な災害廃棄物の処理に努めたいというふうに思います。

以上です。

#### 議長（金七祐太郎）

13番 志幸議員。

#### 13番（志幸松栄）

課長が言われたとおり、皆さん事故のないような。ただし最後に、せっかく一番リーダーである、先ほどちょっと憤慨した。ちょっと気収まりましたか。気を収めてあれやけど。私は要望しておきます。

5つの柱、言われました。安心して暮らせるまちづくりです、町長。その問題で、事故の出稼ぎ人夫の方々、ボランティアの方々が500人以上入っておられると思いますので、また町民の皆さんに安心して暮らせる事故のないまちづくりをしたいと思っておりますし、町長の心意気をひとつ聞きたいなと思っております。

一言、はいどうぞ。本を読まんでもいい。自分の5つの柱です。

#### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

#### 町長（大森凡世）

先ほど担当課長の答弁もございますけれども、私も議員と一緒に、道

に木っ端が落ちていて拾っては脇に寄せておくという案件は何回も行っております。何回もあります。

それで、そのたびに担当課のほうへ、また元請の請負業者の方にぜひとも注意喚起をしてほしいということで、毎回言っているところです。

やはりどうしても3次、4次請の下請の方なんでしょうから、少しでも早く終わらせたいという思いがあってスピードを出したりする案件もありますので、言われるとおりに絶対に事故が起きないように、これからも強く注意喚起、指導を行ってまいりたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

### 議長（金七祐太郎）

13番 志幸議員。

#### 13番（志幸松栄）

今町長も言われたとおり、先ほどのパネルでないですけど、この上に乗っている、これ木くずですよ。私も拾ったことがあるということでございます。それだけ荷の積み方、それから新港まで行くのにあれだけ焦らなくても、スピードを出さなくてもいいなと思うだけスピードが出ているときもあります。正直言って。

ただ、私の言いたいのは、今回は事故があつてからじゃ遅いよということで、これを一番近くの業者さんのところへ、仕事しているところへ持っていくと、素直にこの人たちは、はい、持っていきますよ、そこへ積んでくださいということで、もらいますということで、業者さんは素直なんですよ。正直言って。

そういうことで、言うことがあれば業者さんにも言葉を携えて、そして仲よく工事が終わるように私はするのがこの事業かなと思っております。

いろいろと議長が音頭を取るので、私が音頭を取るんじゃなくして今のあれです。

2点目へ行ってもいいですか。

それでは、趣旨説明だけします。

2点目、今後、鳳雛塾の問題でございます。

これは皆さん御存じのとおり、これは能登町の子供たちの問題、教育の問題です。

教育、子供たちというのは、能登町の財産になるんです、これからの。ただただ、鳳雛塾のこの予算5、100万円、今年、去年から見れば200万円ちょっと下がりましたが、この予算については、能登町の最高の予算、最高の未来に向けた予算と言っても過言ではないと思うんですよ。

そういうことで、この鳳雛塾の運営が、なかなか指導者がいなく、教師、教員がいなくということ、なかなか存続が不可能になってきておりますということで聞きました。こういうもので、これをどういうふうに持っていくのかなと思って。

能登町のこれは財産です。この予算は。スムーズに能登町のために鳳雛塾をますますいい方向に向くようにやっていただきたいなと思って。これは皆さん、職員の方々のこれからの皆さんの協力、その等によると思います。

そういうことで、その問題、答えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

## 休 憩

**議長（金七祐太郎）**

答弁は46分の後で、よろしくお願いします。（午後2時43分）

**議長（金七祐太郎）**

ご起立をお願いします。

黙禱。

（黙 禱）

お直りください。ご協力ありがとうございました。

## 再 開

**議長（金七祐太郎）**

それでは、再開します。（午後2時48分再開）

大森町長。

**町長（大森凡世）**

能登高校魅力化プロジェクトとして運営しておりますまちなか鳳雛塾につきましては、来年度から中学生部門を終了し、高校生のみに注力することといたす予定であります。

その一番の理由はスタッフの人員不足でございます。国の地域おこし協力隊制度を活用しまして、4名の枠で都市部から来られたスタッフに講師を担っていただいておりますが、昨年の震災で2人、そして夏には任期満了によりまし

てお1人が退任をされまして、現在は2名での運営となっており、全てに対応することは非常に困難な状況となっております。

また、全国でも高校魅力化や公営塾の施策というのが広まっておりまして、人員不足というのは全国的な課題となっております。

常に年間を通してスタッフを募集しておりますけれども、安定した人員の確保というのは困難な状況であります。本来の目的であります能登高生へ注力することにいたしましたというわけであります。

なお、中学生の自由学習の場といたしまして、無料での開放日を今後設けていくこととしておりますので、ぜひともご理解を願いたいと思います。

### 議長（金七祐太郎）

13番 志幸議員。

### 13番（志幸松栄）

町長の答弁では、スタッフがいないということですね。それもやはり、これはどうかこうにか、私は漁業者ですけれども、皆さん一生懸命に勉強されてきた方です。そういう方々が私の前におられるこの執行部の方々。極力スタッフが町長一人で探してもなかなかです。皆さん、課長並びに町は、特に教育長、校長先生をされてきました。友達も学校の教育者が結構退任された方がおられるでしょう。そういう人たちを同士に誘って、この鳳雛塾を能登町のプラスに変えていくような、いい生徒を——いい生徒というのはちょっと過言ですけれども、学校の中学生もやはり勉強できるような体制づくりをしていただきたいと思っております。

皆さん、私は漁師の人は紹介しますが、学校の先生を紹介するって、おまえ学校時代あれやとって、こう言われますから。ましてや私の恩師並びにあの世へ行っている人もおられます。私も年代が年代ですから、皆さん若い方々、この鳳雛塾というものをより一層、能登町のプラスに、教育のプラスに変えていくように皆さんで協力していただきたいと切に私は願うものでございます。

それが2点目、教育長、頼むよ。

それでは3点目、議長、移ります。

3点目は、不思議なくらいに、私はこの一般質問を出すのは全協の日でしたね。前回は議会が始まって当日でしたけど、全協までに私は出すということで、全協のとき、ありゃ能登町もちゃんと防犯予算ついとるがということでありました。

そういうことで、3点目は係の人ちょっと軽く、予算がついているもので、

その予算のつけ方について答弁なされればよいなと思って。

街灯の管理体制について。

町の中が解体されて、本当に何分の1か家がなくなりました。町内の形態も変わりました。そして夜6時になれば、出ているのは、正直言って町民の方は本当におられません。スーパーその他も7時で閉めますし、出ているのはタヌキかムジナかというような町の状態です。

ただし、たまに隣へ行って用事するかなと思うけど、街灯の問題が、暗がり一人ですと大変であります。

そういう街灯問題、防犯灯をひとつどういうふうな計画をしているのか。今後は、犯罪と私は何回も言いますが、防犯灯をどういうような計画をしているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

### 議長（金七祐太郎）

山下総務課長。

### 総務課長（山下栄治）

では、お答えさせていただきます。

まず、街灯等の今後の計画等ということについてですが、まず現状のほうを述べさせていただきます。

まず、街灯の管理体制であります。街灯につきましては、町で設置した町管理や町内会で設置されました防犯灯、町内会管理のもの、あるいは県道等に設置されております道路照明灯、県管理のこの3つに分類されるかなと思います。

町管理につきましては、道路照明灯、防犯灯などを含めまして761基を所有しております。また、町内会管理につきましては、町で補助を行い、更新や新設を行った、整備された基数は分かるんですけども、全灯数の把握というのは町ではできかねております。

おっしゃられるように、いろんな故障等々で点灯していない、不具合のある街灯が多々見受けられております。そういった不具合の把握や修繕につきましては、管理主体にかかわらず、まずは地域の方々、町内会の方々やそこに住んでいる職員からの点検や連絡によって現地の確認を行っております。

その不具合の解消につきましては、電気供給部、電気を送る根本、供給部の接触不良や電線の損傷等の場合は北陸電力が行っております。機器の故障の場合は、管理者が交換や修繕を行うこととなっております。

町管理分の交換や修繕については、町内会長や町民からの通報、先ほど言われたように連絡を受けまして、北陸電力からの連絡をもってその都度修繕を行

っております。

また、県管理分につきましては県へ連絡し、その対応を取っていただいております。

町内会管理の防犯灯の今後の修繕や新設につきましては、町内会で行うこととなるのですが、この補助制度として能登町地域コミュニティ活性化事業で5万円以上が対象となりますが3分の2の補助を行っております。

また、この震災を受けまして人口減となった、2割以上の減となった町内会へは、電気使用料の一部ではございますが補助も行っております。

町では、町内会管理の防犯灯につきましても、側面的な支援ではありますがそれを継続し、不具合の解消に向け鋭意努めてまいりたいと考えております。

絶対的な解体が進んで町に明かりが少なくなった。これはそのとおりだと思います。その代替としての町での防犯灯の整備や街灯の新設整備というのは、非常に今は困難な状況でありますことをご理解願いたいと思います。今後は現有施設の維持管理に注力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

## 議長（金七祐太郎）

13番 志幸議員。

### 13番（志幸松栄）

どうもいろいろと3点の答えをいただきまして、皆さん、課長さん並びに町長も答えをいただきました。

だけど、一番の私は毎回1点目から3点目まで何を言うかという、一番先に安全で安心なまちづくりでございます。それについても私たちも町民の方も、皆さん横の連携を密にして、安全・安心なまちづくりをしていくのがこれからの行動かなと思っております。

ただし、有線を聞いておると珠洲警察署から連絡が入ります。強盗、犯罪の問題。詐欺に気をつけましょう。いろんな問題が有線に珠洲警察署から入ります。そういうこともやはり、私たち町民も、また議員の方々も、執行部の方々も、隣の人とより一層密に連携しながら言葉をかけていけば、何かにつけてプラスになっていくんじゃないかなと。

それと同時に、先ほど教育長が言われた鳳雛塾の問題。先生1人、2人ぐらい、紹介ひとつしてやってください。

そういうことで、いろいろ皆さんが協力して、復興に対して再生を早くに進めていけばいいんじゃないかなと思っております。

ただただ、こういう書いた本じゃなくして、これを実行していくのが私たち

の使命だと思えます。

以上で今回の私の一般質問を終わりたいと思えます。

以上、議長、ありがとうございました。どうもどうも。

### 議長（金七祐太郎）

以上で、13番 志幸議員の一般質問を終わります。

それでは次に、7番 南議員。

### 7番（南正晴）

それでは、先ほど3. 11から14年ということで黙禱を行いました。そういえば14年前に宮城のほうへ夏、当時の同僚3人とボランティアに行きまして泥出しをしたときに、津波の被害というのはすごいものだなというのを改めて思い出しました。

当時は正直な話、他の地域で人ごとのように思っていました。令和6年1月1日のあの能登半島地震、まさか我が身に降りかかるとは思っていませんでしたが、津波ではありませんが、やはり我々もすごい被害を受け、身をもって知るようになりました。

あれからはや1年2か月が過ぎようとしております。もう過ぎましたね。しかし細かいことを言えば、道路事情、下水道関係のことをいろいろ住民に見聞きいたしますと、まだ完全に復旧してないと。何とかこの令和7年中には復旧したいなという意見が多く聞かれます。

ただ、日々復旧作業に携わっている工事関係者の皆様には、この非常に大変な中、大変ありがとうございますと感謝を申し上げる次第であります。

さて、先月行われました復興まちづくりに向けた地区別懇談会のこの資料ですね。この資料によりますと、半壊以上の住宅で解体受付が736棟、撤去数383棟、撤去率52%となっております。

この解体受付736棟の方々は、ほぼ自分の住む家がなくなったものと理解しております。この方々の中には、もう既に元の宅地で頑張って家を新築された方々、また新築予定の方がおいでます。

仮設住宅またはみなし仮設で暮らしながら、今後の住宅をどうしようかと悩んでいる方々が大勢おられますが、その中で数人の方から相談がありましたので、農振除外の柔軟な対応を望むということで一つ質問をさせていただきます。

元の住家の場所の裏が崖であるとか、住家が坂地であるために、もう一度地震が来た場合、裏の崖が崩れるや、もしくは家の坂が崩れたりするので、今の家の場所では怖い。ここで建て直すにも怖いので広い場所へ出たいということで、農家の方々ですと田んぼや畑を所有していますので、見晴らしのいいとい

うか広い敷地の田んぼを埋立てして、そこを整備して、そこに新しい家を建てられるんじゃないかということで、そう思い役場に相談に行くわけなんです、行くと農業振興地域というそういう網かけがされている農地なので住宅を建てるのは駄目ですと、簡単に蹴られたというような話を聞きました。

土地の所有者にすれば、自分の土地なのに何で駄目なんだと理解はできないわけですが、私も農家なので農業振興地域というのは簡単には確かに農地転用の許可が下りないというのは分かっておりましたが、このような災害を受けたときは転用は割と簡単にできるのではないかと、そういうふうに理解していましたが難しいんだと。

そこで農林水産省のホームページをのぞいていろいろ資料を打ち出しますと、農業振興地域制度の概要というものがあって、ここには制度の目的や制度の仕組み、それから農業振興地域内の農地転用、または農地地域に含まれない農地等のいろいろな決まり事が書かれてあります。

これを読むと、生産基盤整備事業やいろんな補助金をもらいながら税金を投入していただいて農地をいろいろ整備していただいている。非常にありがたいことですし、税金の投入は重々承知しております。

しかしこの中には、さらに農地転用のための農用地区域からの除外要件があります。

一つは、市町村が計画して行う公益性の高いと認められる事業の場合。例えば今のような災害公営住宅を町で整備するからといった場合は農振の転用ができるわけですが、もう一つ、町のホームページにもありますよね。

農業委員会の項目から入っていくと、最終更新日2024年9月13日となっているページがありまして、ここには農業振興地域の農用地区域内の農地は、原則として農地転用が認められない。やむを得ず住宅や資材置場などほかの目的に利用しようとする場合には、事前に農用地域内からの除外手続が必要となります。ただし書として、除外決定後、早期に事業着手できるような具体的な計画がある方に限りますということなので、家を建てようと計画して持っていますが、最近の住宅メーカー、当然農地ですと、メーカーとしては、そこに家は建てられないから転用してくださいよという話になるわけです。

この農用地区から除外する農地というのは、具体的な転用計画のある必要最小限の規模であって、6つ要件が書いてあります。申出地の除外が必要かつ適当であって、他に代替する土地がないこと。地域計画の達成に支障を及ぼさないこと。農用地の集団化を阻害しないこと。農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと。効率的かつ安定的な農業経営を行うものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼさないこと。土地改良施設の機能に支障を及ぼさないこと。6番目が土地改良事業等の完了年度の翌年度から起算して8年を

経過していることとあります。

ただ、このときの農業振興地域制度の概要というのは、農振法、昭和44年の制定ということですから、もう56年前に制定された制度だと思いますが、この農地法による転用許可制度の中に書かれてある、さらにここに何かちよつとただし書というか一つあるんですが、農業生産に支障の少ない農地から順次転用されるような誘導をしてください。それから、転用目的実現性を審査し、投機的な農地取得を防止。要するに農地をむやみやたらに開発しないようにということなんですが。

いろいろ読んでいくと難しいと思うんですけど、やはり自然にそこへ移して住家を建てたいと思うようになるのは自然だと思うんです。

それで、この震災の後、我が町能登町に何とか住み続けるために農地を潰しても家を建てたい。そう思っている方々の心情を思いますと、農振除外というのを少し弾力的に適用できないのか、お聞きいたします。

#### 議長（金七祐太郎）

仲谷農林水産課長。

#### 農林水産課長（仲谷宗）

それでは、南議員のご質問というかご提言にお答えさせていただきたいと思えます。

議員ご承知のとおり、農業振興地域と言われている地域内の農地は、原則転用ができません。しかし、農業振興地域内の農地であっても、農業振興地域から除外できる条件、先ほど6つほど述べられたような条件を満たすとか、その後、除外した後で農地を転用できるかどうかという転用にもまたそういう条件が課せられますので、そういう条件を満たすものかどうかというのを農業委員会、農林水産課のほうでは検討しております。

この条件を満たすということが、今おっしゃられたとおり非常に困難であります。

そのためにも議員さんは震災特例などの緩和措置というのを今ご提言なされたと思いますが、農地転用というものは農地法で定められており、石川県や市町が独自で特例を設けることはできません。

町では発災以降、農地を活用した住宅の建て替えについて多くのご相談をいただいております。その都度、その農地が転用条件を満たすかどうか、さらに言うと農業振興地域を除外できる条件なのかどうかというのを確認させていただいて、条件を満たすためにはどのようなことを考えればいいのかとか、また満たさないようであれば、そのほかに候補地がないかというのを申請なされる方

と一緒に検討させていただいております。

住宅再建に向けて、農地の活用をお考えの方がおいでましたら、お気軽に農林水産課までご連絡いただきますようよろしく願いいたします。

## 議長（金七祐太郎）

7番 南議員。

### 7番（南正晴）

農林課長、ありがとうございます。ここで言っても、国、県のレベルですからもなかなか難しいんですけども、これから日本全国、いろいろ日本というのは災害大国と言われているくらいですから、いろんな災害が起こると思うんです。当然、別に農地を潰してまでというのは、農業法からいうとおかしいのかもしれませんが、災害に遭ってもその地区に住み続けたいという住民の強い要望がある以上は、この辺の支障といいますか、農地法を少し拡大解釈できるか、国なり県にもっと働きかけて、住み続けたいようなまちづくりにぜひしていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

また町長も、今のリーフレットに、4年前に決意した真心をもって皆様の声に耳を傾け、受け止めた思いを形にして、元気で笑顔あふれる町にしていくとありますので、農地を宅地にして家を建てたいという人の思いを再度申し上げ、次の質問を行います。

2点目は、これはちょっと私ごとになるようで誠に恐縮なんですが、税務課が保管している土地の公図についてお聞きいたします。

昭和40年頃に土地改良事業として開発された土地がありまして、そこは面積で約3.3ヘクタールの見た目は田、田んぼとなっているところであります。開発後に、どういった手違いがあったのか、換地登記の際に間違えて登記されており、3.3ヘクタールのうち約1.3ヘクタールの土地が山林という形で登記されております。見た目はもろにそのまま水田なんですけど、登記簿が違っているのか、その辺の謎はもう50年ほど前になりますのでよく分からないんですが。そこは長い間、見た目田んぼでありますので米を作り続けておりましたが、今年の地震で、地権者が昨年1年間は米作りを見合わせた。今は草だけ生やさないようにしている状態なんですけど。

そこで昨年、ある建設業者の方が、今の能登の復旧支援に作業員を連れてきて、その作業員の泊まるような宿舎をつくりたいから3ヘクタールの土地がないかどうかという相談を受けまして、地権者みんなに相談したしまして、今後そういうふうにするのなら貸し出してもいいんじゃないかと。地権者が4名かな、おいでるんですが、皆さん同意をもらって、ではそのように話をしよ

うかなと思っていたんですが、先ほど言いましたように3.3ヘクタールのうち1.3ヘクタールは山林ですけれども、2ヘクタールは田でありますので、やはりこれも農林課へ相談に行ったわけです。

ところが農林課へ相談に行ったら、この土地が先ほど言った農業振興地域だと。全ての地域が農業振興地域に入っているから転用というかそういった開発は難しいですよと言われたんですが、地主にすると、なぜいきなり山林であるところが農業振興地域としてくくられてしまっているのか。その辺が分からずに、そこで税務課と確認のため、そのとき土地の公図を見せていただいたのですが、明らかに土地の境界が地主さんたちの思っているものと違っていると。簡単に言うと、要するに1.3ヘクタールの山林の部分が全て田として網かけをされて、絵自体が移動してしまっているようなものになっていました。

地主からすると、その公図は違うんだから訂正してくださいよと言いましたら、何か当然根拠、それを証明するようなものが欲しいと言われましたので、かつての柳田村からもらった測量図と、地権者が誰々といった書いたものがあったのでそれを税務課へ持って行って、これで正しいものに直していただけないかと言ったんですが、答えは難しいと、簡単には直せないんだという、そういうふうを受け止めました。

しかし、この公図のずれというのは、どうも話を聞くと町が委託した業者が間違っているのもあって、地主たちには一切瑕疵がないと私は思いますので、これは正しくしていただけるように、正しくしていただきたいということなので、この点につき町の見解をお聞かせ願います。

### 議長（金七祐太郎）

折坂税務課長。

### 税務課長（折坂昭夫）

南議員のご質問に答弁させていただきます。

土地の公図修正につきましては、登記の行われたものについて法務局から税務課へ通知があり、その通知に基づいて公図修正業務を行っております。例えば、圃場整備などを行った土地改良地につきましては、事業を行った団体が法務局に申請し、登記が行われましたら法務局から税務課へ通知が届き、修正を行います。

今ほどの地権者の方がお持ちの公図や土地改良の換地図などと現在の公図に相違がある場合には、関係課と連携を図りながら修正を行ってまいります。

以上です。

**議長（金七祐太郎）**

7番 南議員。

**7番（南正晴）**

今の税務課長の話ですと、関係課と調整を行っているようですから、もう一度窓口へ地権者の方が訪れれば何とかなるのかなと思いますが、今の段階で分かっている世代はいいんですけれども、当然次、自分たちの子や孫の世代になりますと、いろいろ土地のことというのは代を得るごとにあまり田舎の土地に対しては興味がないというか、だんだん薄れていきますので、いざ相続等が発生したときに、またいろいろもめる原因になるんじゃないかと思いますので、早急な訂正をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

**議長（金七祐太郎）**

以上で、7番 南議員の一般質問を終わります。

休 憩

**議長（金七祐太郎）**

ここでしばらく休憩いたします。15時30分から再開いたします。（午後3時21分）

再 開

**議長（金七祐太郎）**

会議を再開いたします。（午後3時15分再開）

次に、5番 田端議員。

**5番（田端雄市）**

震災1年たった今、私の思いを少しお話をしたいと思います。

この1年、本当に私ちょうど議員の生活10年になりましたけれども、最も充実したというか、やりがいがあったというか、この数年間の分を一遍にやってみたみたいな思いの1年間でありました。本当に議員活動の根本である人に寄り添う、町民に寄り添う活動ができたことが貴重な体験として、私の議員生活を本当に彩ってくれると、このように感じております。

2月においては、各地において住民懇談会を開催していただきまして、そし

て復興計画をしっかりとお伝えしていただいたこと。ある意味で、それぞれの自分の課題、それから自分の町の方向性が見えてきたものだと私は確信しております。

そういう意味では、本当に理解して、これからは本当にまちづくりが始まっていくんだと、こういう思いでおります。まさに新たなまちづくりのレールが引かれまして、全力の努力の成果がこれから表れてくるんだと、こんな思いでおります。

そういう話の中でも、なおかつ、私の耳に入ってくるのは、なかなか周りの景色が変わらない、一体本当に復興が進んでいるのかという批判が結構出ておりました。

その中で、ちょうど2月の下旬に珠洲の市長と私はお話をする機会がありまして、そのときに市長に、こんなふうにして非常にお叱りを受けて批判をこうむっているんですよということをお話ししましたところ、珠洲市長も本当に各市町、どの自治体においても年内の国の調査、査定が今やと終わったところで、これからは本当に進むんだと。この認識をしっかりとしてほしいんだということをお話しされておりました。

本当に私も、これからは本当に進むとき、一つの方向性が見えてきたんだと、この形で進むべきだという思いでおります。

一方、生活再建は、仮設の住宅にお住まいの方、それから自宅に居住されている方も、それぞれ本当に大変な課題を抱えておられます。それに対して解決、そして乗り越えていかななくてはいけない。その意味では、まだまだまさにこれからなんだなという思いがいたします。

長い挑戦かもしれません。しかし、再建を成し遂げるまで歩みは止められません。まちづくりも生活の再建も、諦めと希望との競争です。また、無力感と執念の競争でもある。諦めと無力感が勝つのか、希望と執念が勝つのか、まさに戦いである。このように思っております。

東日本大震災の今日は本当に震災の記念日になるわけですがけれども、震災の被災者の当時の歌を紹介してみたいと思います。

「何もかも剥ぎ取られたる我なれど ただ一つ残る胸のともし火」。もう一回言います。「何もかも剥ぎ取られたる我なれど ただ一つ残る胸のともし火」。今後も被災者に寄り添いながら、町民の皆様とともに生活再建に尽力してまいります。

それでは、通告に従いまして私の質問を行います。

仮設住宅の入居者に光熱費の助成を求めるといふ提言でございます。

25年1月28日時点における災害関連死は、県全体で287人と発表がありました。災害関連死とは、直接的な被害ではなく、避難生活やその後の生活

環境の変化などが原因で死亡したことを指します。

災害関連死の原因としては、災害のショックや、余震への恐怖による肉体的、精神的負担、また避難所等生活の肉体的、精神的負担、災害後の生活環境の変化などがあります。

当町では、昨年中には仮設住宅の入居もほぼ終わり、新たな生活に取り組まれているところと考えます。そうした中、初めての冬を迎え、新たな住居で新たな生活様式をつくっていくことも大きな課題となっております。新しい生活様式をつくるのは、そんなに簡単ではありません。今までとは行動範囲も全く変わった、生活経費もどれだけかかるのかも分からない。そんな不安の中で、手探りのような状況であろうと思います。従来のまま自宅での生活を続けている私たちには想像できないことと言ってもよいと思います。

そうした厳寒の冬の中、心配なのは、光熱費の節約を思い、エアコンの稼働を抑制されていないだろうか、そういうことでもあります。数か月先の猛暑の夏も当然に熱中症が心配されます。先ほど述べた生活環境の変化にできるだけ影響のない中で生活を送っていただきたい。せめて光熱費のことを心配せずに暮らしてもらいたい。こんな思いから質問をいたしました。

本来なら今回の質問はもっと早くすべきであったと今残念に思っておりますが、早急に要望を聞き入れ、対応をお願いしたいと考えます。

町長には、この件に対する見解と答弁をお願いします。

### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

### 町長（大森凡世）

現在、仮設住宅の光熱水費につきましては、入居者の際に各自でご負担をお願いしております。

一方で、団地内の集会施設の光熱費につきましては町が負担をしておりますので、できれば暑い日には集会施設のほうで過ごしていただければなというふうに思っております。そうすることで、ご自身の光熱水費の節約にもなりますし、また集会施設内でのコミュニティの形成も図られ、関連する死の防止にもつながるというふうに考えております。

集会施設がない団地におきましては、隣接する公民館を利用いただければというふうに思っております。

ただ、休みもあるので、その辺はあれなんですけれども、できる限り今もキャッシュレスポイントも配布をしておりますし、そういう財源の確保ができれば、そういった形でできる限りの町民に対する支援をしてまいりたいというふ

うに思っております。

また、仮設団地におきましては、地域支え合いセンターが行っております健康管理などの被災者の見守りの際にも、エアコンの稼働の確認など、引き続き声かけを行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

## 議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

### 5番（田端雄市）

様々なご配慮をいただいて、集会所等に集まっていたいただいてコミュニティの形成を図っていくとか、そういった形のいろいろな計画をされているということは理解できました。

ただ、こういうイベントがあるよと言ってもみんなが来るわけじゃないので、そこらはしっかり細かくフォローもしていかないと、何となく出不精になっている人もかなりおいでますので、そこら辺はしっかりとフォローしていただきたいなと思っております。

今回、見回りの体制の中での予算もしっかりと取られているみたいなので、そういう意味では一件一件見回りしながら、そういったコミュニティになかなか入ってこれないような人をしっかりフォローしていくような体制も考えていただきたいと思えますし、また、私ら若い年代の人はあまり感じないんですけども、高齢者になると温度の感覚が分からなくなっているというのをよく聞くんですね。そういう意味では、私も近くにかつてありましたけど、暑いときに訪問したら、クーラーはついてるんですけど全然効かせてない、暑いままに我慢しておいでするというのは、あまり感じてないんですね、お年寄りの方は。そういう意味では、見回りされていくときには、一件一件チェックされるぐらいな形で、失礼ですけども上がらせてもらって、本当にエアコンがちゃんとした形になっているのかどうかというところまで見ていくような、そういう細かいところの手配もお願いしたいというふうに思っていますので、そういう意味では熱中症等もこれから考えなくてはいけないところも来ますので、しっかりとそこら辺の見回りの体制をよろしくお願ひしたいと思います。

2点目のほうに行きます。

2点目は、高齢者の補聴器の購入助成を求めるということで上げさせていただきました。

22年の9月議会において、高齢者への補聴器購入者の助成を要望しました。その際の町長の答弁は、必要か否かを診断する補聴器相談医と、それから購入した後の必要な調整とケア、コンサルティングを受けることができる認定補聴

器技能者がいる認定補聴器専門店の確保が困難であるという答弁でございました。

今回、町長の答弁にある医師や認定補聴器技能士の確保に関わる状況はどうかなのかなということ再度確認をしてみました。高齢者を取り巻く状況をしつかりともう一回確認したい、このように思って調査をしてみました。

まず、補聴器相談医については、現在、能登地域においては珠洲市総合病院と七尾の恵寿総合病院におられます。また、認定補聴器技能士も身近な市町を巡回していることも分かりました。なお、補聴器相談医は金沢医科大や金沢大学附属病院等では何人もおいでまして、十分可能であるということが分かりました。

本町としては、町自前の確保まで至らずとも、医師の受診は可能ということであり、しっかりと高齢者の難聴について、その思いを酌み取り、本事業の採択を強く要望するものであります。

あわせて今回、珠洲市総合病院の補聴器相談医から情報をいただきまして、補聴器の欲しい方が、申請者が補聴器適合に関する診療情報提供書を作成してもらい、補聴器が必要との診断をされたときには補聴器の購入についての医療費控除も受けられることを知りました。

高齢者の思いを酌み取ってとお話ししましたが、高齢者の生活状況から、難聴の現状認識はなかなか難しい。意外と多いのが、本人も周囲の家族も分かっているつもりであります。これが難しい。

そこで言われるのは、見える化であります。数量化ということであり、

東京都豊島区では、加齢性難聴を早期に発見するため、65歳以上を対象に、聞こえの状態を確認するヒアリングフレイルチェックを実施いたしました。それによると、60%未満しか聞き取れなかった人が3割に上り、その方々を医療機関に案内したという報告がありました。

町としても、こうしたヒアリングフレイルチェックを実施してみることも必要ではないでしょうか。

私自身も、見える化の実施として、高齢者の生活の中での聴力の状態をお聞きし、町内で100人近い補聴器補助要望の署名を取ってみました。様々なお話を聞きながらの署名を取って見たんですね。本当に多くの方が難聴によって生活や暮らしの質が落ちていることを実感されています。コミュニケーションの力が失われていくことは間違いないと考えます。

ヒアリングフレイルチェックリストには、相手の言ったことを憶測で判断することがあるとか、また会議や会食など複数人の会話がうまく聞き取れない。そしてまた、大きな声で話しかけられてもうまく聞き取れず聞こえたふりをする。こういったことがチェックのリストに入っております。こうした経験を重

ねる中で、人との会話が億劫になり、孤立化、孤独化していくのであります。

聴脳科学総合研究所の中石所長は、このヒアリングフレイルで最も大きな問題は、聴覚機能の低下によりコミュニケーションがうまく取れないことをきっかけに、家族や周囲、そして医療・介護従事者から認知機能の過小評価、すなわち認知症が進んでいるのではないかと受け取られることであると言われております。認知機能検査の点数が悪かった原因は、検査をする人が大きな声で対応しても、その声を聞き取れなかったことが原因なんです。聞こえないことで認知症検査の結果が悪化していることが分かったというものであります。

多くの方は、難聴と聞くと、大きな声を出して話しかけます。これは間違いです。難聴には種類がありまして、特に感音性難聴は大きな声を出しても言葉として理解することは難しい状態ということなんです。

中石所長の研究では、認知症の検査を受けた高齢者に対し、数か月後に声が聞こえやすい環境を整えて再検査を行うと、87%の方は結果が好転したと言われております。

こうしたことを考えますと、誤った認識の下、対応することがどれほど高齢者を阻害していくことにつながるのかと思わざるを得ません。

町として、高齢者が正しく自身の難聴を理解し、適切な聴覚の補助機能である補聴器の選定が可能となる仕組みを提供することは、町がすべき意味がある事業である。さらに、必要とする補聴器購入の購入者の助成をすべきであると考えます。

今や65歳以上の高齢者は50%を大きく超えている状態であろうと思えます。この高齢者を除いて、まちづくりはあり得ない。若い人ばかりではない。本当に高齢者を大事にしなくては、高齢者を包摂するような社会でなかったら、新しいまちづくりはできません。私は強く、そういうふうに思います。

大いに社会参画をしていただくためにも、高齢者施策の大事な一つとして、この補聴器の助成を実現すべきであると考え、提案するものであります。町長の答弁を求めます。

## 議長（金七祐太郎）

大森町長。

## 町長（大森凡世）

議員がおっしゃられたとおり、難聴による生活や暮らしの質が落ちることでコミュニケーション力に支障を来しまして、要するに孤立化や孤独化の原因にもつながるものと理解をしております。

高齢者の生活の質に影響のある障害、弊害というのは、聴覚障害のみならず、

日常生活動作、いわゆるADLの低下や、また視覚障害など数多く存在をいたしております、それぞれの状況をサポートするための補装具や器具等もございます。

補聴器の補助につきましては、議員さん御存じのとおり、両耳の聴力が70デシベル以上などと診断をされた場合は身体障害者手帳の交付対象となりますことから、当町は聴力に不安のある方にはぜひ耳鼻咽喉科を受診をいただきまして、そのレベル以上の該当になった方には手帳の取得後、補装具として、このレベルの補聴器が必要だという医者意見書を添付して、そういう補装具として国の制度により購入費の補助、助成を今現在行っているところでございます。

聴覚障害者としての補聴器の補助の交付対象とならない方につきましても、本来なら全国の一律の基準で実施されることが非常に望ましいというふうに思っております、国の動向も確認しつつ、県内の他の市町の動向も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

なお、難聴に関する周知の啓発や医療費控除などの情報提供につきましては、耳の聞こえづらさを感じている高齢者と会話する際の配慮するポイントとか、補聴器購入の費用が医療費控除の対象となる場合があることなどについて、今後、広報紙やホームページ等々を通じて情報提供を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

## 議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

## 5番（田端雄市）

なかなか現状では難しいという判断なんですね。

確かに国で認定されるような、補助が出るような状況であれば、もちろん大丈夫なんですけど、やはりなかなかそういう、今私が一つ気になっているのは、補聴器相談医と、そして技能者との連携の中で適切な正しい認識を持っていただくというシステムをつくるということも大事なところに来ているのではないかなというふうに思います。

今朝、私、がん専門医の記事をちょっと読んでいましたら、正しいしっかりした認識を持たないままにやりますと、かえってマイナスになってしまうということがありました。

補聴器も同じなんですね。本当に聞こえるか聞こえないか分からないみたいなところでいろんな情報が入ります。それに対して、テレビで宣伝しているのを買ってみたい、それから人の勧めるものを買ってみたいして、なかなかそれ

が合わないままに何回も何回も同じ補聴器を買って大きな散財をしておるとい  
う実態もあります。

そういう意味では、補聴器相談員のまずしっかりそこに相談する。そして、  
さらに補聴器の専門の技能士につなげていくというような、そういった話をし  
っかりそういった仕組みの中で正しく、正しい補聴器をつけていただくという  
形に進めていくということが大きな課題になるんじゃないかなというふうに思  
います。

まだちょっと補聴器の導入については石川県では導入したというのは聞いて  
おりません。富山で1件だけあると、1自治体だけあると聞いています。ただ、  
全国的にはかなり進んでいるということは私も認識しておりますので、そうい  
う意味では、もう一回またさらに時宜を踏まえながら、周りの環境の状況も確  
認していただきながら、この補聴器の事業をぜひ実現していただきたいなど、  
このように要望して、この質問は終わります。

それでは、3点目の質問でございます。

人材を結集して、住民サービスの向上を図れということであります。

震災からの1年、多くの自治体から支援をいただき、様々な困難を乗り越え  
てまいりました。先日の町長の説明では、現在も72名の方が各課において尽  
力されているとのことでありました。

予測しない震災で、いかに多くの職員が必要だったか。それでもまだ対応が  
行き届かず、私も様々、職員の窓口の不手際もぶつけられながら、何とか被災  
住民へのサービスが行われてきたものと思っております。今後も支援職員の派  
遣をいただきながら、いましばらく続く体制となるのではないかと、こういふ  
ふうに考えております。

2月半ばに石川県が職員採用に際しまして、数か月繰上げを検討しているとい  
う報道がありました。ちょうど私も最近の民間企業の賃上げの状況などの報  
道を目にし、これから自治体の職員採用は厳しい時代に入るのではないかと考  
えていたときであります。

民間企業が成長軌道に入ると、常に地方自治体の就職希望が減ってしまう。  
近年は従来と比較し、数倍も減少しているというデータもあります。

そんな繰り返しをしてきたことを考えますと、これから震災復興へ向かう本  
町は、なおさらまちづくりへ向け、どのように人材を集めることができるか、  
真剣に考えなくてはなりません。

人材を集めることができるか、いかに育てられるのかによって、まちづくり  
の成否は決定すると言っても過言ではないと思います。

民間企業のほうが採用戦略はたけているため、自治体は活路を見いだせない  
状況にあります。よき人材を集めるため、町の採用試験においても大学3年生

のうちに合格を出すことも一案ではないでしょうか。ユニクロ社などは、大学1年のときに内定を出しております。

大学の教授の私見として紹介されている記事でありますけれども、公務員向けの学生は必ずいる。自分より他人の幸せに関心を持っていたり、地道に作業することがたけていたりするなど、まさに全体の奉仕者を地で行く学生がいるんだと。このような公務員向きの学生を発掘、見だし、採用することが重要であるというのであります。

働き方改革についても、多様な取組を実施し、公務員の働く環境の魅力向上に取り組まなくてはなりません。

先進的な自治体では、勤務時間の20%は自分の担当業務やふだんと異なる業務に充ててよいとする制度、20%ルールを採用しております。

また、職員の地域活動への積極的参加を促進し、公共性のある組織で副業に就きやすくするために、職員が職務外に報酬を得て地域活動に従事する際の基準を決めているところもあります。

新規採用については、様々な工夫をして、魅力ある就業環境とすることが大事だろうと思います。

後でまとめて答えていただければいいです。これは1点目、新規採用の在り方の検討をしてほしいということですね。

2点目は、人材の結集については、今いる人材をどう輝かせるかである。新規採用はもちろんであるが、現在周囲にいる同僚たちも皆一様に、町のため、町民の奉仕者としての道を選んできた方々であります。

そうした志ある方たちが力が出せないのは、管理職である課長の課題である。また、トップの町長の課題でもあると真摯に考えるべきであると思います。しっかりと受け止めてもらいたい。磨きに磨き、石をも玉とするとく育て上げてもらいたい。

そんな中で、そんな心で相手に誠意を持っていくならば、いじめやパワハラなど起きるわけがないというのが私の考えであります。これは2点目の人材の育て方。

3点目、また、会計年度任用職員という方々がおります。長年にわたり勤務されてきた人であれば、人材登用の意味から正職員としての採用もあってもよいのではないかと考えるものであります。町職員としての姿勢と能力があれば何ら問題はない。

この方々も、先ほど述べたように町民の奉仕者としての意識があるはずであります。もちろん採用試験はあるでありましょうが、採用年齢の引上げなど十分に検討するところはあるのではないのでしょうか。

確認したところ、定員管理の基準はなく、財政バランスと住民の感覚的なもの

のと聞きました。私は、地方自治の本旨から考えると、住民の福祉の向上を第一義に定員管理を考えるべきであり、納得と理解を得る住民サービスの状況を考えながら定数管理を図っていけばよいのではないかと。先に定数の課題を持ってくると、それに規定されてしまうからであります。

住民の感覚は、多い少ないなどという感覚だけです。それ以上に住民サービスがどこまで充実しているのかということが大事なのではないかということでもあります。

そういうことの3点について町長の見解を伺いたいと思います。

### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

### 町長（大森凡世）

新規採用の在り方の検討、それから人材の育て方、そして会計年度任用職員の正規職員の登用ということで、3点についてでありますね。

まず、新規採用の在り方の検討についてでございますけれども、全国的な傾向で、人手不足により民間企業の採用が活発となっており、公務員志望が減少しております。当町の職員採用におきましても同様の傾向となっておりまして、今年度は地元の高校生などを対象に、消防、警察、自衛隊と合同の公務員説明会を企画をいたしました。今後も、自治体職員として地元で生活し、地域の振興などに貢献することをライフワークとすることの魅力というのを今後とも続けて紹介をしていきたいと思っております。

多くの自治体においては、採用内定時期を早めたり、また募集年齢の上げや社会人枠、社会人の経験者の採用など様々な工夫を行っております。

当町では、定員管理に影響がない範囲での募集年齢の上げや、2次、3次募集を行うなど、近年は本当に通年に近い形での募集を行っておりまして、今後も適切な応募方法を模索しながら実施をしていきたいというふうに考えております。

2点目の人材の育て方につきましては、新たに採用になった職員をはじめ、現在、町の発展のため鋭意頑張っている職員の育成につきましては、私を含めまして各課長の重要な責務であり、管理者研修や管理職向けのハラスメント研修を継続して実施をしております。それこそがこれからの町の、町政の発展の礎の一部となるということを考えております。

最後に、会計年度任用職員についてでございますけれども、会計年度任用職員は現在、正職員と同様に、地方公務員法で一般職の職員として定義をされております。全体の奉仕者として、住民サービスの維持向上のために必要な業務

を多くの方に担っていただいております。

定員管理につきましては、私も議員と同意見でありまして、住民福祉の向上、住民サービスの維持を図るために必要な職員は必要なだけ確保していかなければならないというふうに考えております。

以上であります。

### 議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

### 5番（田端雄市）

ありがとうございます。

新規採用につきましては、様々な今までのやり方というものもあると思いますが、ままたいんな形のものを取り入れながら、しっかりと魅力ある役場やなという形のものをつくり上げていただきたいなというふうに思います。

そしてまた、人材を育てるということにつきましては、言われたとおり、どんな人でこの町を構成していくのかということが、確実にそれで決まっていくと思います。そういう意味では、いい人材、いい職員がおるところだという評価があちこちから出てくるような、そんなまちづくりをしていただきたいなと思っております。

会計年度任用職員につきましては、同じ一般職といいながらも待遇が違ってくるので、そういう意味で私、質問しましたので、そこら辺はなるべく、そちらのほうからも本当に人材として見られるのであれば、そういう登用があってもいいのではないかということなので、また検討していただければと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

### 議長（金七祐太郎）

以上で、5番 田端議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたので、3月12日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### 休会決議について

**議長（金七祐太郎）**

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

3月12日を休会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

したがって、3月12日は休会とすることに決定いたしました。

今回は、3月13日午前10時から会議を開きます。

#### 散 会

**議長（金七祐太郎）**

本日は、これにて散会いたします。

散 会（午後4時06分）

開 議 (午前10時00分)

## 開 議

議長 (金七祐太郎)

ただいまの出席議員数は、13人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 議案第13号～議案第45号

議長 (金七祐太郎)

日程第1、議案第13号「令和7年度能登町一般会計予算」から、日程第33、議案第45号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」までの町長提出議案33件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

## 委員長報告

議長 (金七祐太郎)

予算常任委員会 志幸委員長。

予算常任委員長 (志幸松栄)

皆さん、おはようございます。

それでは、今、議長より指示されましたので、私、予算委員長として、予算委員会からの報告をしたいと思います。

初めに、ちょっと言葉をしゃべらせていただきますけれども、能登町議会としては初めてとなる予算委員会でございます。19市町ある中で、遅ればせながら能登町も議員の皆さんの理解で予算委員会を設置することができました。これもこれからますますの議会の町民に対する言葉が多々入ってくると思いますし、この予算委員会は私、遅ればせながらこの年寄りが引き受けました。ということは、本当に正直言って、はいと言ったはいいいけれども、身の引き締まる思いでさせていただきました。

これからの予算委員会が、議会と、それから執行部にとってよりよいものに

なるよう、円滑に進めていきたいと思ひます。何とぞご理解とご協力をお願いいたします。「よろしく」の声あり）ありがとうございます。

それでは、今回の予算委員会をまた次回にずってもより一層議論しながら、いい予算委員会をつくり上げていきたいと思ひますので、皆さんの理解をよろしくお願ひします。

それでは、予算委員会に付託されました結果について、ご報告いたします。

議案第13号「令和7年度能登町一般会計予算」

議案第14号「令和7年度能登町国民健康保険特別会計予算」

議案第15号「令和7年度能登町後期高齢者医療特別会計」

議案第16号「令和7年度能登町介護保険特別会計予算」

議案第17号「令和7年度能登町水道事業会計予算」

議案第18号「令和7年度能登町下水道事業会計予算」

議案第19号「令和7年度能登町病院事業会計予算」

議案第20号「令和6年度能登町一般会計補正予算（第10号）」

議案第21号「令和6年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」

議案第22号「令和6年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」

議案第23号「令和6年度能登町介護保険特別会計補正予算（第4号）」

議案第24号「令和6年度能登町水道事業会計補正予算（第4号）」

議案第25号「令和6年度能登町下水道事業会計補正予算（第4号）」

議案第26号「令和6年度能登町病院事業会計補正予算（第2号）」

以上14件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

## 議長（金七祐太郎）

次に、総務産業建設常任委員会 馬場委員長。

## 総務産業建設常任委員長（馬場等）

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第27号「能登町組織条例の一部を改正する条例について」

議案第28号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第29号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」

議案第30号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい

て」

議案第31号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第32号「能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第33号「能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第34号「能登広域勤労青少年ホーム条例の廃止について」

議案第39号「請負契約の締結の変更について」

議案第40号「請負契約の締結の変更について」

議案第41号「請負契約の締結の変更について」

議案第42号「請負契約の締結について」

議案第43号「請負契約の締結について」

議案第44号「請負契約の締結について」

議案第45号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

以上15件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

### 議長（金七祐太郎）

次に、教育厚生常任委員会 市濱委員長。

### 教育厚生常任委員長（市濱等）

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第35号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第36号「能登町児童センター条例の一部を改正する条例について」

議案第37号「能登町真脇遺跡縄文館等施設条例の制定について」

議案第38号「能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について」

以上4件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

### 議長（金七祐太郎）

以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の各常任委員会委員

長の報告を終わります。

## 質 疑

**議長（金七祐太郎）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

## 討 論

**議長（金七祐太郎）**

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

## 採 決

**議長（金七祐太郎）**

これから、採決を行います。  
採決は起立によって行います。  
お諮りします。

議案第13号「令和7年度能登町一般会計予算」  
の1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（金七祐太郎）**

起立全員であります。

したがって、議案第13号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議案第14号から議案第19号までの6件を一括して採決します。  
お諮りします。

議案第14号「令和7年度能登町国民健康保険特別会計予算」

議案第15号「令和7年度能登町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第16号「令和7年度能登町介護保険特別会計予算」

議案第17号「令和7年度能登町水道事業会計予算」

議案第18号「令和7年度能登町下水道事業会計予算」

議案第19号「令和7年度能登町病院事業会計予算」

以上6件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（金七祐太郎）**

起立全員であります。

したがって、議案第14号から議案第19号までの以上6件は、委員長報告のとおり可決されました。

**議長（金七祐太郎）**

次に、議案第20号の1件を採決します。

お諮りします。

議案第20号「令和6年度能登町一般会計補正予算（第10号）」

以上1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（金七祐太郎）**

起立全員であります。

したがって、議案第20号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議案第21号から議案第26号までの6件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第 21 号「令和 6 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」

議案第 22 号「令和 6 年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」

議案第 23 号「令和 6 年度能登町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」

議案第 24 号「令和 6 年度能登町水道事業会計補正予算（第 4 号）」

議案第 25 号「令和 6 年度能登町下水道事業会計補正予算（第 4 号）」

議案第 26 号「令和 6 年度能登町病院事業会計補正予算（第 2 号）」

以上 6 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

### 議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第 21 号から議案第 26 号までの以上 6 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号から議案第 45 号までの 19 件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第 27 号「能登町組織条例の一部を改正する条例について」

議案第 28 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 29 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」

議案第 30 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 31 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 32 号「能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 33 号「能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 34 号「能登広域勤労青少年ホーム条例の廃止について」

議案第 35 号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第 36 号「能登町児童センター条例の一部を改正する条例について」

議案第 37 号「能登町真脇遺跡縄文館等施設条例の制定について」

議案第 38 号「能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について」  
議案第 39 号「請負契約の締結の変更について」  
議案第 40 号「請負契約の締結の変更について」  
議案第 41 号「請負契約の締結の変更について」  
議案第 42 号「請負契約の締結について」  
議案第 43 号「請負契約の締結について」  
議案第 44 号「請負契約の締結について」  
議案第 45 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」  
以上 19 件に対する委員長報告は、原案可決です。  
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（金七祐太郎）**

起立全員であります。

したがって、議案第 27 号から議案第 45 号までの以上 19 件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程の追加

**議長（金七祐太郎）**

次に、本日、町長提出議案が 2 件、議会提出議案 2 件が提出されております。

以上の 4 件を日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3、追加日程第 4 として、直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号、議案第 48 号、発委第 1 号、発委第 2 号を日程に追加し、それぞれ追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3、追加日程第 4 として、直ちに議題とすることに決定しました。

**議案第 47 号、議案第 48 号**

**議長（金七祐太郎）**

追加日程第1、議案第47号「請負契約の締結について」及び追加日程第2、議案第48号「請負契約の締結について」の2件を一括議題とします。

**提案理由の説明**

**議長（金七祐太郎）**

町長から提案理由の説明を求めます。  
大森町長。

**町長（大森凡世）**

今ほど、今定例会議で提案をいたしました議案について、いずれも原案のとおりご可決をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、追加提案をさせていただき議案2件の提案理由につきまして説明をさせていただきます。

議案第47号「請負契約の締結について」は、令和6年度能登半島地震復旧事業 能登町小木小学校災害復旧工事におきまして、去る3月4日、指名競争入札を行いましたところ、6,171万円で、能登町字松波の株式会社西中建設が落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第48号「請負契約の締結について」は、令和6年度能登半島地震復旧事業 能登町立柳田中学校災害復旧工事におきまして、去る3月4日、指名競争入札を行いましたところ、2億229万円で、能登町字柳田の北能産業株式会社が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の提案理由をご説明をさせていただきました。

議員の皆様におかれましては、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

**議長（金七祐太郎）**

以上で提案理由の説明が終わりました。

**質 疑**

**議長（金七祐太郎）**

ただいま議題となりました議案第47号及び議案第48号の2件の審議方法についてお諮りします。

議案第47号及び議案第48号の2件の審議方法は、全体審議としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号及び議案第48号の2件は、全体審議とすることに決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 討 論

**議長（金七祐太郎）**

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

## 採 決

**議長（金七祐太郎）**

これから、採決を行います。  
この採決は、起立によって行います。  
お諮りします。  
議案第47号「請負契約の締結について」  
議案第48号「請負契約の締結について」  
以上2件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（金七祐太郎）**

起立全員であります。  
よって、議案第47号及び議案第48号は、原案のとおり可決されました。

### 発委第1号、発委第2号

**議長（金七祐太郎）**

次に、追加日程第3、発委第1号「能登町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」及び追加日程第4、発委第2号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」の2件を一括議題といたします。

### 提案理由の説明

**議長（金七祐太郎）**

提案理由の説明を求めます。  
議会運営委員会 鍛冶谷眞一委員長。

**議会運営委員長（鍛冶谷眞一）**

本日、議会提出議案として上程する発委第1号「能登町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由を述べさせていただきます。

情報通信技術の活用と健康保険証のマイナンバーカードとの一体化に伴う法律が施行されたことにより、今回、一部改正を行うものであります。

続きまして、発委第2号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、能登町組織条例の一部改正により、「復興住宅課」が設置されたことに伴い、能登町議会委員会条例の常任委員会所管の一部を改正するものであります。

以上、本趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

**議長（金七祐太郎）**

以上で提案理由の説明が終わりました。

## 質 疑

**議長（金七祐太郎）**

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 討 論

**議長（金七祐太郎）**

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

## 採 決

**議長（金七祐太郎）**

これから、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

発委第1号「能登町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条

例について」

発委第2号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」

以上の2件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（金七祐太郎）**

起立全員であります。

よって、発委第1号及び発委第2号の2件は、原案のとおり可決されました。

### 休会決議

**議長（金七祐太郎）**

日程第34、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和7年第2回能登町議会3月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

### 閉会の挨拶

**議長（金七祐太郎）**

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

大森町長。

**町長（大森凡世）**

令和7年第2回の能登町議会3月定例会議の閉会に当たりまして、一言ご挨拶

挨拶を申し上げます。

3月3日より開会されましたこのたびの定例会議におきましては、令和7年度能登町一般会計予算をはじめ多数の重要案件につきまして、開会以来、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案のとおり可決、そしてご同意をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

去る3月1日に、石川県知事をはじめ多くの方々にご臨席をいただきまして、町制20周年記念式典表彰式を挙行いたしました。

顕彰条例表彰においては、花畑壽一様、山本勉様、福池正人様、宮田勝三様、持木一茂様、そして青山勝人様、宗次徳二様、ヤノケンジ様の8名を、そしてまた、自治功労者表彰において16名の方々に表彰をさせていただきました。

被表彰者の皆様には、能登町誕生前から誕生後と長きにわたりまして、町政の進展に多大なご貢献をされた方々、また被災した町を思い、多額の私財を寄附された方々でございまして、皆様には町民を代表いたしまして、心より感謝を申し上げます。

先月5日に開催をされました立志の集いで、生徒代表の誓いの言葉では、地震の苛酷さ、そしてみんなに支えられるありがたさ、そしてみんなで協力する大切さと、この1年間の生徒の成長が伝わる言葉でありました。

自分のことだけではなく、世の中や地域のために少しでも役に立つ大人になりたい、みんなとともに将来がよりよいものになるように努力をすると、この結んだ言葉とその目から伝わる力強さに、私どもも地震・豪雨災害からの復興への決意をより強くいたしました。

引き続き、皆様とともに、次世代が希望を持てる持続可能なまちづくりの実現のため、私の所信であります町民の声に耳を傾け、そして元気で笑顔あふれるまちにしていくために全力で取り組んでまいります。

結びに、議員の皆様をはじめ町民の皆様のご健康とご多幸、そしてますますのご活躍をお祈りいたしまして、3月定例会議のご挨拶とさせていただきます。

皆さん、お疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

## 散 会

### 議長（金七祐太郎）

以上で、本日は散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会（午前10時35分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和7年3月13日

能登町議会議長 金 七 祐太郎

会議録署名議員 酒 元 法 子

会議録署名議員 河 田 信 彰